

平成20年七戸町議会第2回定例会
会議録（第2号）

平成20年6月11日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 川村三十三君 他5名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

質問者 川村三十三君 他5名

「質問事項及び順序（別紙）」

○出席議員（17名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	瀬川左一君		4番	盛田恵津子君
	5番	田嶋弘一君		6番	田嶋輝雄君
	7番	鳥谷部康隆君		8番	三上正二君
	9番	天間清太郎君		10番	原子孝君
	11番	川村三十三君		13番	二ツ森圭吉君
	14番	田島政義君		15番	中村正彦君
	16番	白石洋君			

○欠席議員（1名）

12番 松本祐一君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	福士孝衛君	副町長	小又勉君
総務課長	塚尾義春君	支所長	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長	天間勤君
町民課長	岡村茂雄君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	桜田明君	会計課長	小林章廣君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	天間一二君	商工観光課長	米内山敬司君

上下水道課長	神山俊男君	城南児童館長	成田武泰君
道ノ上保育所長	向中野良一君	教育委員長	中村公一君
教 育 長	新谷勝弘君	学務課長	仁和民夫君
生涯学習課長	米澤秀一君	スポーツ振興課長	八幡一夫君
中央公民館長	二ツ森政人君	南公民館長	花松了覚君
農業委員会会長	烏谷部長作君	農業委員会事務局長	中野均君
代表監査委員	新館昭子君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	岡村茂雄君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	小林広一君	事務局次長	築田政光君
------	-------	-------	-------

○会議録署名議員

16番	白石洋君	17番	工藤耕一君
-----	------	-----	-------

○会議を傍聴した者（39名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	川村三十三 君	新幹線駅名について	駅名は早期に町議会で決めるべきと思うが、町長の意向を問う
		貸借関係にある採石場について	1. 採石場は現段階では売却すべきでないと思うが、町の考えは 2. 売却に当たっての諸資料が不足だ。契約当初から現在までの資料を開示すべきだと思うが
		柏葉城東門について	1. 東門建造の必要性について町の見解を問う 2. 建設に至るまでの経緯はどうだったのか
2	佐々木寿夫 君	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度の実施により ・保険料では、どのような軽減策が行われるのか ・国保税は値上げされるのか ・健康診断や葬祭料はどうなるのか について伺いたい
		火災報知器の設置について	・低所得者や生活保護世帯などへの補助を行う必要があるのではないかと伺いたい
		七戸町の観光事業への取り組みについて	七戸春まつりの取り組みで ・観光客の人数はおよそ、それぞれどれぐらいか ・天王神社や東門の前に出店の出店が少なかったが、このことをどう考えているか。また今後の対策は何か ・つつじ祭りは見たが、観光客を市街地に来て買い物をする観光客が少なかったが、このことをどう考えているか。また今後の対策は何か伺いたい
		労働者の働く条件の改善について	・町指定のA級業者でも従業員を「健康保険および厚生年金保険」に加入させていない業者がいるが、こういう業者への対応をどうしているのか、伺いたい

3	原子 孝 君	イオン出店について	<p>1.当初、イオン社から確約を得て進めてきたのか</p> <p>2.3月から四半期ほどたちましたが、確約を得るために話し合いがなされたのか</p> <p>3.イオン出店の確約を確実にしなければならぬ当町のタイムリミットはいつごろと考えておられるのか</p> <p>4.まだ確約を得ていないのであれば、町長の任期中に確約を得るお考えがあるのか</p>
4	盛田恵津子 君	男女共同参画計画について	<p>男女共同参画基本法を受けて当町では計画策定の考えがあるのか</p> <p>1.施策と現状について伺いたい</p> <p>2.今後の具体的な事業、活動の計画について伺いたい</p>
5	瀬川 左一 君	産直施設整備プロジェクトについて	「七戸農山漁村活性化プロジェクト推進協議会」において、構想の最中であると思われるが、町長並びに協議会会長としてどのようなイメージを描いておられるのか伺いたい
6	田嶋 輝雄 君	農業振興対策について	<p>1.地産地消の拡大について</p> <p>イ.学校給食において、町が応分の負担を増し、安心・安全な地場農産物を食材として増すことはできないか</p> <p>ロ.さらに、地場農産物を供給する環境づくりに町がさらに努力すべきではないか</p> <p>ハ.今後、文科省は「ゆとり教育」を改めた新学習指導要領改訂案の中で、「地産地消」を位置づけた道徳、食育の強化を充実させるとあるが、教育委員会としての今後の考え方を示せ</p>
		今後の行財政改革をどのように強化推進していくのか	

○議長（田中正樹君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、平成20年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。

○諸般の報告

○議長（田中正樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、6月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（田中正樹君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号は、11番川村三十三君、発言を許します。

○11番（川村三十三君） おはようございます。

質問に先立ちまして、私、6月は何か縁起が悪いような月で、こういう声にもなっておりますが、一昨年は、6月議会は欠席した経緯もありますから、声が悪いのですが、鋭意努力いたしまして、わかりやすいように質問申し上げたいと思います。

質問に先立ちまして、先月、地球的な規模で大災害が起こりました。ミャンマーの大型サイクロン、また、中国の四川大地震、これなんかにかかわって、とりわけミャンマーは軍事政権下であって、情報も私たちのところには届かない、救済もどうなるのかということも先が見えない、こういう状況の中でありまして、かつて太平洋戦争を経験したという相手国でもありますだけに、私たちもできるだけ救済の手を差し伸べていきたいところだと思って、私自身も今この運動を継続しているところでございます。大方の皆さん、そういう意味においても、どうぞ救援の手を差し伸べていただくことを心から御祈念申し上げます。

質問と関連あるかどうかわかりませんが、けさほど私が朝食を食べようとしたら、突如来客がありました。七戸の大長老と言われている人でございますが、散歩の途中に寄ったと言っておりました。その言葉の中に、こんなことがありました。町長さんの話もおったわけですが、「このごろ、人々はセイカツノウになって、非常に中身がケエなくなったな」と、何しやべっているのか、せっかちになって中身のない人間がふえたのかなと、私はそう解釈した。もう一度言いました。「いやいや、そうでなくて、せっかちでなくて、さいかじのことだ」、御存じでしょうか、さいかじ。昔は石けんのかわりに使ったりしました。あめ状になったのをです。どういう意味なのかといたら、外側は非常に丈夫で格好よく見えるのだが、中はかちゃかちゃして、中身がないものだ。そういう人間

がふえてきたと。私に向かって言ったものですから、長老のおっしゃること、きっと私のきょうの質問に対して、かちやかちや言わないで、じっくりと落ちついて中身のある質問せよと、こう言ってくださっただろうと思って、あえて冒頭にこのお話をいたしました。長老には、「またおいでください」と、「一般質問の後の報告をしたい」と、こう申し上げておきました。

さて、質問の第1番目ではありますが、新幹線の駅名についてであります。

このことは、今、七戸町民の最大関心事だと思っております。新幹線七戸駅、常に括弧書きで（仮称）とあります。新聞報道等では必ずこのように書かれておりますし、これが気に入らないのであります。新幹線は2010年12月に開通する予定だそうなのですが、それよりも早目の開通になるのではないかと予測もされる今日、いまだに正式な駅名が決まっていない、そのことに対する町民各位のいらだちではないのか、このように思っております。

もちろん正式名称は、最終的にはJR東北鉄道株式会社が決めるものと思っておりますけれども、町としても、ただ手をこまねいて待っているのではなくて、このことを心配している町民の心情にこたえるべく、いつどのようにして、だれがどういう形で町民の意向をまとめるのか、そういうような手だてを示すべきだと思います。そのことについて、町当局の御説明をお願い申し上げたい、こう思います。

二つ目の質問は、町当局と貸借関係にあるA社、これは、具体的には名前があるわけですが、この会社のためにA社と言っておきますが、A社の採石場の取り扱いであります。もう一度言います。町当局と貸借関係にあるA社の採石場についてであります。

町当局は、先月、5月16日に議会全員協議会において、二つの町有地の売り渡しについて提案いたしました。一つは、町有地の売却について、いわゆる採石場をもっているA社に対する売却であります。

もう一つは、荒熊内にあります家畜市場施設用地の土地売買仮契約の件であります。この二つのことを関係課長から説明をいただきました。

まず最初に、二つ目のほうの、県畜連、いわゆる家畜市場への土地売買の件であります。これは、旧七戸町当時、平成9年に町が農協から今の土地を買い受け、そして、畜連へ貸与した、貸付したと。正式には、文章で、貸付とありますが、貸付期間は10年であります。期限の切れる翌年、県畜連は、七戸町から買い取るというのが条件であります。ことしは、ちょうど期限が切れた翌年に当たるわけでありますだけに、このことについての仮契約をした。いわゆる畜連に売る、このことをやったわけでありますが、このことについては、議員の中から「もう少しの納付期限を短縮できないか」とか、また「金額をもう少し多目したらどうか」という意見もあったわけですが、現在、牛の飼育をなさっている農家の方々を見ると、飼料並びに燃料等々の値上げは余りにも激し過ぎて、大変だろうなと思っているだけに、これ以上のことはできないのではないのかなと、こう思っているわけであります。

次は、同じ全員協議会で説明されました、(1)、町有地の売却について（A採石）の件であります。

私は、この町有地売却で、余りにも突然だったので本当にびっくりいたしました。協議の中で、積極的に売却賛成を唱えた議員もおられます。私は売るべきでないと思っております。町当局の見解をお尋ねいたします。

今、2年後に新幹線の開業となります、開通となります。七戸町で売り出せる観光物件として何がありましょう。今も思い出すのでありますが、朝令暮改とならなければ、今ごろは北館の郭の輪郭が町民に見えたはずでありますし、強くアピールできただろうと思っております。北館の郭は、新幹線の開業に夢と誇りを与えたはずでありますから、返す返すも、あの工事が中止になったことは残念でなりません。

そこで、文化遺産で訴えられなかったら、自然の景観を売り物に取り上げたいと思っております。この採石場に絡んであります。町長はよく、農林省家畜改良センター奥羽牧場を引き合いに出しますが、相手は国のもの、しかも家畜の衛生面から防疫対策を考えた場合、牧場の観光化自体は考えられないことでもあります。自然の利用について言えば、七戸町に今三つのダムがありますが、このダムとそが森の創造の森を連結した新緑の道、紅葉の道をつくるべきだと思いますが、いかがなものでありましょうか。

その拠点は、作田ダム及びブナ岳採石場であります。私は地図で作田ダムから天間ダムまでの、これは地図上でございますから、直線ではかったら8キロ、作田ダムから和田ダムまで同じく4キロであります。作田ダムの周辺には、大作山から西へ三階滝、それを登って八幡岳の、馬立場から八幡岳への道もあり、手を加えれば格好なレクリエーションコースとして活用できるものと思っております。それに、この付近が山菜、キノコの宝庫でもあります。

したがって、私はこの採石場を売ることにについては、まだまだ検討の余地があると思っておりますし、議会に対する諸資料が不足しているのではないかと思っております。

旧七戸町と、採石会社でありますA社との賃貸契約は、今から42年前、昭和40年にさかのぼります。原野31町歩中1町5反歩を貸し付けたのが最初であります。昭和40年といいますと、高度成長期の入り口にありまして、各町村にあっては、地場産業の育成、そういうようなことで町としても取り組み、このA社に貸与したと思えます。この貸与期間は10年ですが、1年間にどれだけ貸したのかというと、当時の金で5万円です。5万円で1年間貸した。そして、そこから採石をして売っていいよと、このような契約でありました。

この契約書には、借り主でありますA社は、採石の目的を持って事業を施行するとあります。いわゆるここから石をとっていいんだと、石をとって売っていいのだという契約書があるわけです。この賃貸契約書は、平成18年3月、名義変更となり、再契約いたしました。契約期間は5カ年でありまして、貸与料はかつての5万円から、今度は86万円余となっております。

私は、このA社と七戸町の間、契約期間を3年残し、今なぜA社が土地購入の意向を示したのか、その辺は理解できません。

また、なぜ町当局がこの話に乗ったのか、その間の事情が釈然としないので、町長の見解をお伺いしたいものであります。

最後の質問は、七戸城東門の建立の件であります。

私は、七戸町東門、開門式典が行われたことを知ったのは東奥日報からであります。旧奥州街道沿いの松の木を使用し、JR東日本鉄道会社の援助金と申しますか、基金と申しますか、基金で建てられたとあります。

また、この東門の解説を書いている案内板に、七戸城東門復元の根拠として、(1)、清岩寺の過去帳から、この場所に寺があったらう。

2として、七戸城を守る観点から、この場所は非常に弱い部分に当たるため、寺院を設け敵の攻撃に備えたとあります。これも予測であります。

私の質問通告は、東門建造の必要性を問うておりますので、答弁は、先ほど述べましたこの説明看板にあるのではなくて、それ以上の詳しいものを御期待申し上げたいと、こう思っているところでございます。

次に、この建造に至るまでの経緯についてお伺いいたします。

東門の建造場所は、本来は本丸跡地の予定だったと聞いておりますが、間違いはないでしょうか。復元ということであると、その場所に建てるのが当然でありまして、別の場所へ建てて、復元という言葉は私は成り立たないと。いかがな事情から現在のあの天王の側に、しかも、七戸城東門とつけてあります。

さらに、一言申し上げるならば、七戸城東門と看板にあって、それが左から右に書いてあるのです。左から右へ書くということは、現在では左から右へ読むことができます。しかし、古いものはみんな右から左へ書くのではないですか、復元したとなると、小さなことですが、そういう誤りも指摘申し上げたい。まだあるわけですが、一応壇上からはこれだけの質問をいたします。

先ほども言いましたように、せいかじみたくなくて、堂々とした、しかも明快な御答弁をいただくことを期待申し上げて、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） おはようございます。

まず初めに、中国並びにミャンマーの大災害に対し、町民を代表し、心からお見舞いを申し上げます。また、役場といたしましても、お見舞い金を職員の皆さんから寄附をいただきました。そして、きのう青森赤十字社にまとまった8万数円ですが、それを送金させていただきましたことを御報告申し上げたいと思います。

それでは、川村議員の、駅名については早期に町議会で決めるべきと思うがという質問にお答えをいたします。

駅名につきましては、これまでも一般質問におきましても、その経緯等についてお答えをいたしておりますが、2年後に開業を迎える東北新幹線七戸（仮称）駅の駅名につきましては、御承知のように、基本的には東日本旅客鉄道株式会社が開業の1年前に決定することとなっていると伺っております。

また、それに伴い、地元の要望も参考するという事になっております。これまでの経緯を踏まえた上で、上十三地域広域市町村圏の協議会の御意見も伺ってまいりたいと。第1回目は、いろいろと新聞等で御承知と思えますけれども、協議をさせていただきました。この市町村圏の中でも、七戸という名前にしたほうがいいよという意見もあれば、それではちょっと知名度といいますか、インパクトが弱いと、もう少し何か全国にインパクトを与えるような名前も一緒につけたらどうかという意見等もございました。そういうこともあります。また何回かその広域圏の中で意見を伺いながら、指導をいただきたいと思っております。それより以上に、申すまでもなく議員の皆さんを初め、町民の皆さんとも十分に相談をさせていただきたいと思えます。

それに、既存の駅名の由来及びその駅名による開業後における地域の効果なども十分に参考にし、今年度末をめどに、後世に悔いの残らない駅名を提示し、JRにも要望してまいりたいと思えますので、議員各位のさらなる御指導をお願い申し上げます。

次に、貸借関係にある採石場についてお答えを申し上げます。

当採石場は、川村議員御指摘のとおり、昭和40年から土地事業用地として貸し付けしております。その間、43年間にわたり、土地の貸付料及び岩石売り払い代金として、総額で7,512万6,530円を領収いたしております。このことは、町財政にとって大きく貢献をしておるわけであります。

また、貸し付け当初、川村議員も御指摘のように、採石は道路を整備する、またいろいろな環境整備に何としても必要なものだということもありまして、まちづくりのためにも大きく貢献して下さったものと認識をいたしております。

このような中で、平成20年3月に、岩石採取及び中間処理施設用地としてさらに利用していきたいと、町に買い入れ申し込みがあったわけであります。その面積は、字左組143番地1の外3筆、合計19万3,030平方メートルであります。この土地が将来的に町で行政財産として利用する具体的な計画はないということ及び現在の町の厳しい財政状況を勘案した結果、売却することにしたものであります。何分にも御理解いただきたいと思えます。

次に、売却に当たっての諸資料の不足との御質問にお答えを申し上げます。

今回の町有地売却に当たりましては、町議会の御配慮のもとに、各常任委員会終了後に時間をいただき、土地売却についての内容を御説明し、さらには、議員全員協議会を開催していただいたの現地視察及び売却についての内容を御説明し、御指導をいただきまいりました。そしてその結果を受け、売却をすべきとの結論に至り、契約をしたものであります。今後も適正な財産管理に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りた

いと思います。

次に、東門建造の必要性について、町の意見を問うという質問にお答えを申し上げます。

御承知のように、中世の七戸城は、南部氏の北方防衛の最前線としての性格が強く、防備のための城の本格的な整備拡張、寺院の創建、出城等の配置が行われたと推察されております。

このような歴史的背景をもとに、東北新幹線（仮称）七戸駅舎開業前に、史跡七戸城跡の北館を整備する計画がありました。先ほど川村議員からの御指摘のとおりであります。

しかし、御承知のように町の財政状況が、東北新幹線駅周辺整備の増大及び交付税等の減額等により、残念ながら休止せざるを得ませんでした。このことにつきましては、川村議員から再三の質問をいただき、そのたびに詳しく懇切に御説明申し上げてきたところがあります。

しかし、東北新幹線（仮称）七戸駅開業に向けて、文化振興や地域振興等のため、また、観光拠点として、七戸城跡の有効活用を模索し、少額の経費の大きな効果を生み出し、遺構を傷つけない方法で簡易な散策路や憩いの広場等の整備をするために、史跡七戸城跡総合整備推進実行委員会を設置し、財団法人東日本鉄道文化事業団から3年間で総額1,400万円の助成金をいただき、平成17年度、七戸城自然地形ジオラマ、平成18年度、七戸城北館建物配置ジオラマ及び史跡ガイド地図等の看板の設置をいたしました。

また、平成18年度、国土交通省から、奥羽街道松並木の支障木、これは、新幹線の跨線橋をつくるために障害木ということで伐採をしたわけですけれども、その松の巨木ですけれども、無償でいただいたこともありまして、実行委員会で調査・検討をし、そして、審議した結果、貝ノ口に建設することが決定されたものであります。ことし、開門し、七戸城東門として新聞等でも大きく報道されました。

そのことによりまして、ことし多くの東門を見たいという方が、観光客がおいでになっているということも、つけ加えて報告をしたいと思います。

また、新幹線開業時の観光資源として効果的な、観光客の集客に寄与することもできるものと思っております。町に伝わる歴史と文化を後世に継承していくことのできる広告塔的役割を備えた建物として必要なものであると考え、建設したものでありますので、御理解を賜りたいと思います。

建設に至る経緯の質問につきましては、教育長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） それでは、川村議員の、七戸城東門建設に至るまでの経緯についての御質問にお答えいたします。

町長の答弁と多少重複いたしますが、2010年度、東北新幹線（仮称）七戸駅開業に

向けた、七戸城跡の環境整備を進めるために、平成17年度から財団法人東日本鉄道文化財団の地方文化事業支援を受ける組織として、史跡七戸城跡総合整備推進実行委員会を設置いたしました。

当実行委員会は、七戸城跡整備方法及び文化的啓蒙・啓発について具体的に検討した結果、平成17年度、宝泉館に七戸城の自然地形模型、平成18年度北館地区に御主殿、奥御殿等の建物配置模型並びに七戸庁舎前、柏葉館駐車場、柏葉公園に案内看板を設置いたしました。

平成18年11月に、国土交通省から奥州街道松並木の支障木を無償でいただき、当実行委員会において調査・検討、そして審議した結果、支障木を活用した七戸城東門建設設計を財団法人東日本鉄道文化財団に申請し、支援を受けることが決定されました。

また、建設場所につきましては、史跡指定地内であれば、文化庁への現状変更許可申請の提出が求められるため、隣接の史跡指定地外に平成19年11月建設工事に着工、そして、平成20年1月に完成し、現在に至っております。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 11番議員、よろしいですか。

11番議員の再質問を許します。

○11番（川村三十三君） 駅名についてでございますが、やっぱり駅名は、どういう手順で町民の意向をまとめるかということが、今、町長のお話からだとは全然わかりません。ですから、上十三町村広域圏の中で意見を集約するのか、それとも議会の中で意見をまとめるのか、町民並びに各種団体の意向を集約するのか、この辺のところは明確でないと、担当課としても何もできないのではありませんか。

例えば前に、町長はよく知名度と言います。七戸の知名度があるわけがないです。あるわけがないのです。知らないで当然です。要は、早い機会に町民の意向を集約する、どういう手順でいつまでに集約するかということが、あなたから明確に担当課のほうに指示がないと担当課は動きません。かつて東京都のほうでアンケートをとったら、七戸町というのを知っているところはごくごく少なかったと、当たり前のことです、七戸は知らないのです。

ですから、知らなければ知らないなりに、早く地元の意向というものを取りまとめて、それを上十三の広域圏にぶつけるならぶつけて、七戸町を挙げて、七戸駅ということ強く求めているのだということがない限り、県南新聞を見ると、町長はどっちなのかわからないですね、今もそうでしょう。頭に十和田をつけるのか、十和田湖をつけて七戸というのか、町長自身に確たる考え方がない限り町民を指導できません。したがって、あなた自身も議会に対して、駅名をどうするかということを諮問した経緯はない。いわんや、新幹線特別委員会に対しても諮問していないのです。それから、町民各位に対しても、新しい駅名をどうするかということを、あなた方で考えてくださいということを一言も言って

いないではありませんか。

したがって、町の商工会等は、桃太郎花をもうつけてあるのです。新幹線の駅名は七戸でと、こう言っているのです。まさしくそうだろうと思うのです。文化と歴史のある七戸町は、何で十和田を上につけねばならないかと、こんな考え方です。何十年やってきたのですか、あなたも含めて。今ここへ駅が決まったときに、十和田湖つける、十和田をつけるとかというものではないでしょう。私は、やっぱり町長の情熱が上十三圏域の首長の皆さんを納得させられると思っています。あなた自身がふらついているからです。残り少ない期間だけに、あなたはぎっちり足元を固めて、駅名は七戸にするようにどこどこで決まっている、どこどこで決まったというのは、商工会しかないものですから、議会でもまだ決めていません。町民大会でも開いて、そういうようなことを決めるというのであったら話はわかります。そういうような具体的な手だてを私は聞いているのですよ、それに対して何も答えていない。再度答えてください。

次に、採石場は後にいたします。

町長に城のほうを聞いてもちょっとあれですから、教育長のほうが専門ですから教育長に聞きます。

3年間で1,400万円助成を受けながら建てたということはわかりますが、しかし、いずれにいたしましても、あの七戸東門という門はどこにあったのか、最初はどこにあったのですか。七戸城なるものは本当にあったかどうかです。盛田実先生の資料を見ますと、七戸城はなかったと。あったとすれば、その前はあったですよ、中世のときに。それは、今のような城ではなくて、九戸の乱以来、1591年以来、九戸の殿様と七戸の殿様が手を組んで、そのときに、いわゆる豊臣軍に滅ぼされた以後、七戸町は代官所的なものになって、そして、ようやく殿様が来たというのは明治2年です。そのとき来たときには、既に廃藩置県、版籍奉還、廃藩置県というようなことであって、門があったかどうかということは、城という言葉は一つもない。それでも七戸城と使っています。それは中世のいわゆる郭であったでしょう。

したがって、あの東門は一体どこにあったのか。仮に建てるとしたならば本丸の跡地に建てるのが至当だと思ったけれども、教育長の答弁からいくと、文化庁のほうでは許可をしなかったと言っている、そうですよね。あの城門は中世のものではないからです。七戸城というのは、史跡に指定されたのは中世の館として指定された。そうですよね、間違いない限り。したがって、建てるのだったら別に建てなさいと言った。大変苦労したと思います。

今、話を進めますが、あの七戸城史跡推進何とか実行委員会というのがありますね、あれは今後も続くものか。そして、あの実行委員会が今後何を計画、総合推進委員会とありますから、七戸城の何をこの次にやろうとしているのか、そのことについても御説明いただきたい。

先ほどに戻りますが、いわゆる史跡指定地外に城門を建てたということは、あれは史跡

としての価値がないものだと私は思っております。いわゆる国の指定以外のところに建ててくださいと言ったことは、それだと思っているわけです。ですから、あれは建てるべきではなかったのではないのかと。門を建ててから今度は城を建てるのですか。私は逆だと思う。郭を建ててから門を建てるべきではないでしょうか。

しかも、門は急いだでしょうね、町長。今度は町長のほうです。生木は、いいですか、建造物に使う場合どれくらいおくものですか、自然乾燥として。今は機械乾燥がありますけれども、生木をそのまま使って建造した家なんていうのは、私もそういう家に入ったことがある。秋ごろ建てると、冬、ビリビリビリとはりが鳴るのです。あれは木の叫び、木の悲しい声だろうと思っています。割れる、もう既にひび入っています。心棒は確かに通しました。しかし、乾燥不十分ですから、あれにひび割れが入っています。ところがお寺の柱なんかを見ると全然ひび割れ入っていません。特に、木の大家である富士町長のもとにおいて、乾燥不十分なまま建てさせて、またひび割れが入って、あれがまた青岩寺みたいに朽ち果てるようなことはないでしょうけれども、ここ何年かは。そういうような状態になったら、これは大変なことです。ああいうような建築にかかわる急ぎが、何であんなに急いだのでしょうか、わかりません、私は。

それから、教育長のほうですが、私行ってみたら、殿様の水とあるのです、お姫様の水もあったのかな。殿様の水、やあ～南部の殿様も行ったことないから、あんな水飲んでいるのかと思うくらいです。塩化ビニールパイプで、いいですか、水に引いてきてるんです。下っぱらはどうなっているかという、泥はないけれども、今、水なくてちょろちょろちょろちょろ流れているのです。野辺地のほうへ行くと、ちゃんと受け皿ではない、といがある。桶を置いてやっています。殿様、ああいう水飲んで、南部の殿様は腹下りします。

ですから、予算がないといえば予算はないかもしれない。から竹をくちぬいてみて、下に受けといを置くとか、あの城の下あたりは水が非常に出ていたものです、きれいな水がいっぱい出ていたのです。掘り抜き井戸というのです、昔は。それが七戸町の処女に当たる。その源流が七戸城から、あの鶴児平のあの高台から来たしぼり水が私は水になっていたと思います。私はそういうのを早期に直してほしいと思います。

ですから、私が今、教育長に聞くのは、これから先、実行委員会は何をするのかということ。

町長、次に採石場の件です。これは私つくってまいりました。後ろのほうでも見えると思うのですが、これは私たちが見てきたものです。これはもっと拡大しなければならないのですが。ここにあります穴、これはこつたら小さい穴ではありません、野球場がすっぽり入るくらいの穴です。しかし、この下はもう既に埋め立てた穴です。28万立米入りしました。28万立方メートル。これは、10トン車では10トン積まないそうです、6.5トンぐらい積むのだそうですが、そういたしますと、車両数にして4万3,000台入っているのです。今、仮に1立米当たり、1立方メートル当たり、この石が1万円といたし

ますと2億8,000万円入っております。自動車代は計算しませんでした、往復2,000円とすると8,600万円、合わせて3億4,000万円。これはごくごく少額に見積もったものであります。

この埋立地は、七戸のいわゆる町が持っている土地だったから、公共用地だから、いわゆるトンネルの掘削土をこれに入れることができたわけです。私有地だとこれはできなかったわけです。これは、町のおかげでこうなったということです。

しかし、本来は、この賃貸契約書を見ますと、この部分も借りている採石会社がやらなければならない。私は大変なことだと思います。特に、残されているこの部分については、底の方が野球場ぐらいあるわけですから。ですから、一企業に、経済成長期に当たって企業を育てようとしたのであれば、今これからやろうとしたら何億円という金がかかるではありませんか。今、物価高、燃料高のときにおいて、この一企業にこれを任せていいかどうかということも含めて、やはり町がある程度保有していたら、あの鉄建公団といいますか、あそこにまだ積んであるのがあるのです、みちのく有料道路のところ積んである。あれは、一度に投げられない事情があるのです、それはここでは言いません。投げられないから、一度ああして風化させておいて、どこかで使いたい。それを待たうらいかですか。またただでもらえるのです。そう思いませんか。副町長は首を振っているけれども、ただでもらえるか、もらえないか、それはあと何年かかるかわかりません。私はそう思っています。

したがって、今買うとなれば、買えば企業はこの部分を埋めなければならないでしょう。そこまでお考えのことだろうと思うのですが、私は売るべきでない。こういうような説明をしながら私は聞いているわけですが、今までのことについてお答えいただきたい。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 川村議員のたくさんの御質問、御指摘がございました。お答え申し上げたいと思います。

まず、教育委員会としての考え、全体的な考えとして、先ほど川村議員からお話があったように、当然、北館地区整備ということは大きな目標でございます。ただ、それが中止ではなくて休止になっていることも現実でございます。では、いつからということになれば、町の財政状況を全般的に見た上で再開をしたい、このように教育委員会としては考えてございます。

そこで、教育委員会としては、当然、先ほど議員からお話ございましたように、中世ということにこだわりたい、ということが1点ございます。

したがって、ジオラマ等の整備につきましても、中世のもの、しかも、何期のものを作るかというところまで実行委員会のほうで計画をし、検討をしてきたわけでございます。

そこで、私たち教育委員会として、それでは、歴史的な背景をどのようにとらえるかということになりますと、私たち自身も当時の中世の状態を見たわけではございません。そうしますと、教育委員会としてでき得ることは、やはり町にある町史等を参考にせざるを

得ません。私たちは、この門を復元といいますか、建立するに当たって参考にしたのは町史、それから、七戸の文化財という冊子もございます。それなどなどを参考にしながら取りかかったわけでございますが、その中で、まず第1点の、実行委員会が今後どうするのだということでございますが、これは、先ほどの一般質問に対する答えの中でお話したわけですが、この実行委員会は文化財団の事業をいかにするべきかということでも立ち上げたものでございまして、文化財団のほうの事業計画は3年間ということで、3年間で1,400万円。したがって、3年間経過してございますので、この実行委員会そのものについては解散をしております。

したがって、この委員会が今後何をやるかということにつきましては、もうこの実行委員会は解散ということで、今後、事業にはかかわりは持たないと、こういうことになるわけでございます。それがまず第1点でございます。

それからもう一つは、東門そのものに関するところでございます。

川村議員のほうから、一番最初のお話の中でございました、東門の前のところに看板があるわけですが、その説明の中で、この位置にあっただろうというお話がございました。先ほどお話ししたように、私たちも見たわけでございませぬので、いろいろな資料を参考にしながらやっていくということになるわけでございます。

例えば、先ほどの七戸町史、年表によりますと、お寺に関しましては、次のように記されてございました。天正10年6月開山、当時、平口というところにありて、同じ年の天正10年、当所に移せりともいいということでございます。そして、天正10年に今の場所に移されてから、天保9年に類焼して状態が、詳しいことがわからなくなっているのだと、このように町史に載っております。これを参考にして、あの場所にあっただろうというよりも、町史に従ってあそこに建設をしたということでございます。

なお、今の東門そのものに関しましてですが、東門に関しては、詳しいことは町史等にもございません。ただ、天保9年3月16日に全部焼失してしまったわけですが、その焼失したものを安政2年に本堂を建立し、山門に関しましては、明治6年—1873年に旧七戸城の本丸の城門を移設したと、このように記録がございました。

ですから、当時、明治6年に移築されたものは、これは東門のところにあつたものではない。恐らく議員もおわかりだと思っておりますが、お寺の前の山門は、前は尼僧の山門であつたことも私は写真等を見ているわけでございます。ただ、これは本丸から移されたものであるということ。今やろうとしていることは、先ほど町長のほうから回答いたしましたように、あの場所は、防御のためのということでございまして、とすれば、あれは別なもの、尼僧のものではないだろうと。とすれば、当時、中世のころの門というのは一体どういふふうなものがあつたのだろうかというふうなことで、いろいろとたくさんの門を参考にさせていただきました。

例えば、弘前城の亀甲門、北門は、来迎寺城の城門で、弘前城築城のために破壊されたときに移築された門である、そういうふうなものだとか、あるいは八戸の根城城の城門、

そういうふうなものなどを参考にさせていただき、一双の門があそこにあっただろうということから、あのような門を建築させていただいたということで、御理解を賜りたいと思います。

なお、先ほど殿様の水のお話ございました。私も気になっているところがございます。殿様、あんなフジも何もないところから出てきた水を飲むのかと言われれば、なるほどそのとおりでございます。私も非常に気にしているところがございますので、今後、検討させていただいて、何とか手を打ちたい、このように考えているところがございます。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、川村議員にお答えを申し上げます。

大分多岐にわたっての質問、いろいろお話がございましたので、ちょっと答弁漏れが出るかもしれませんが、その辺は御容赦願ひたいと。次の質問で改めて質問していただきたいと思ひます。

まず初めに、駅名についてであります。駅名は、今年度に入ってから本格的にいろいろな活動をしているというのが現状であります。というのは、先ほど申し上げましたように、JR東日本では1年前に決定するということでもありますので、その1年前までに結論を出して、1年間かけて結論を出して、七戸では、こういうお願ひをしたいということで提示したいと、お願ひをしていきたいと、そういう段取りであります。

そういう意味で、いろいろこれから、先ほども申し上げましたけれども、議会の皆さんからはいろいろ先般、駅名についての協議会等もありましたので、お話も聞いております。また、町民の皆さんの中にも、新幹線促進対策委員会というのもございますので、そういう会議も開いたり、またいろいろ会合等でもお聞きしながら進めてまいりたいと、そう思っております。

ただ、御承知のようにこの駅は、七戸の駅は、七戸単独で努力をして、ここに駅を誘致したというものではないということも、議員もおわかりのことと思ひますけれども、これは、広域圏の皆さんがいろいろ協議をして、七戸のここでもいっただろうという、そういう合意のもとに決定されているということをお知らせしたいと思ひます。

そして、いろいろな促進のための活動、ミニ新幹線になって、フル規格にするための活動等に広域的な要望活動等もたくさんしてきたという経緯もあります。そして、広域圏の中でも意見が、新聞等で御承知のように、割れているということもあります。また、町民の中でもいろいろ意見がございます。こうすべきだ、ああすべきだという意見があるわけですから、そういうものをじっくりと、先ほど申し上げましたように時間をかけながら、回数を数多くできる限り重ねながら意見を集約していきたいと、そう思っております。

そういうことで、ひとつ御理解をいただきたいと思ひますけれども、先ほど、町長ははっきり決めてやらないからどうかということですが、私は最終的にそういう意

見を取りまとめる役でありますので、その私がこうだよ、ああだよと言ったら、意見も何も受けとめる機関がやれないということになりますので、おわかりいただきたいと思えます。

木の専門家だと言われましたので、私も木についてはいささか知識があるつもりであります。本当は何年もおいてもいいわけですから、乾燥の仕方によっては、1年間乾燥させるとかなり乾燥が進むという思いをいたしております。特に、製品しておくとかかなり進むだろうと。木のひび割れは、例えば、完璧に乾燥したなという思いで、例えば使用したにしても、木のひび割れは出てくるということもあるわけですので、そういうこと等もあります。本来ならば、本当は3年、5年おいてやればいいのしょうけれども、今回の場合は、JRからの助成金が今年度——19年度限りということですので、急いだ分もありますけれども、その辺については、御理解いただきたいと思っています。

ほかについては、副町長なり関係課長から答弁をさせますので、お願いしたいと思えます。（「町長、採石の答弁」という声あり）

採石の売却につきましては、この前、全員協議会でも御説明申し上げましたけれども、あそこは今、町としては将来的に活用する、利用する計画は全くないわけでありまして。しかも、この採石場の評価額等についても、それぞれの専門家をお願いして評価をいただいているわけでありまして。そしてまた、今後それを再生して森林とか山林として活用できるという、そういう適地でもないということもあります。そういう意味で、さっきも申し上げましたように、財政厳しい折ですので、これを有効活用するためにも売却をしたいという、皆さんに全員協議会等でいろいろ御説明をしているわけでありまして。そういうことを踏まえながらの決断ですので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

細部にわたっては、担当課長並びに副町長から答弁をさせます。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） まず、採石場のことでありますけれども、いわゆる鉄道運輸機構からの、トンネルを掘削した残土の搬入ということで、運輸機構からのそういう要請がありました。しかも膨大な量ということで、実は合併した当初に、いわゆる七中から町に向かったほうの続きです、あの地区は。あそこの沢を購入して埋めさせたらどうかという構想もありました、合併時点。そうすると、その購入価格等もあります。

ただし、運輸機構では、ぜひともそういう場所が必要だという要請もありました。

したがって、今回埋める件については、いわゆる運輸機構からの要請と、これもあります。当然これは、民間の土地にはあれだけの量というのはとても埋め切れるものではないと、そういうこともありました。ですから、どちらかということ、町からの業者に対する一つの要望ということにもなったと思えます。

それから、みちのく有料道路にあるあの残土のお話もありましたけれども、あれは、御承知のとおり、上北鉦山のほぼ下の部分を掘削していくと。その都度、掘削土については、有害な物質がないかチェックしながら、危ないものについてはあそこに堆積をして、

恐らく未来永劫、いわゆるあそこから出る排水だとか、すべて1カ所に集めて集中して管理していくということで、時がたてばどこかへ運ぶというものではないと、そう思っています。

それからもう一つは、いわゆる売却の理由になったというのは、いわゆる契約がありました、契約自体も非常に、いわゆる跡の復元といいますか、現状に復するという部分が非常にあいまいということでありまして、穴自体をすべて埋めるといえば相当な土量になります。しからば、あの契約書の中身で、大体通常、一般常識的に判断するならば、危険がないような状態での現状の回復ということであれば、運搬土でなくて、あそこにある土の整正で大体危険がない、いい状態になろうかと思えます。そうすると、よそからの運搬土の土量の単価と、ある土の整正ということになれば全く違ってきます。ですから、そういう実態等を踏まえて、今のこの状況での売却というのはちょうどいい機会だろうということで、皆さんにお諮りしたということでありまして。

○議長（田中正樹君） 11番議員、よろしいですか。

11番。

○11番（川村三十三君） 教育長にお尋ねいたしますが、北館の郭は休止中だと言っています。先般、企画財政課長のほうから、財政の推計表なども出していただきました。きょうの質問にあるわけですが、それによりますと、副町長、企画財政課が出している推計表なるものは、勉強したらするほど先行きが明るくなりました。あなたが言うほど悲壮感ではない、町長が述べるほど財政が不如意ではない。

そこで、だとすれば、この休止中の北館の郭というのは、私は早期にやらなければいけないだろうと、こう思っているわけです。

そういう意味で、あと、答弁は要らないわけですが、そういうことから見ても、やはりあの東門よりははるかにインパクトのあるものは北館の郭です。郭が七戸城の主たる建造物であったようなものははっきり出ているわけですから、ですから、そういうようなものを一日も早く、模型図なんてつくったって大したことないです、あんなもの。ただ見るだけ、早くこしらえたらいいのではないかと、これだけの話です。

それから、副町長が言いました、あちこち行くのですが、残土でもってやれるというようなこと、いいことだと私は思う。ただ、その際に、価格面等において私は不満な点がある。例えば、42年前に契約をして、1年間に5万円払った、そこから出る採石は全部その会社のもうけになったわけですから、それが何十年も続いてきた。町長は七千何百万円入ったと言うが、どうして契約書の中でそんなのが出てきたのか、それも私はわからないのです。これは本会議でやりますけれども。

契約書にないのです。売り上げのうちから何ぼ何ぼよこしなさいと。ところが、私が議員になってから、財産収入として、売り上げで400万円、600万円入ったときがありました、七戸町時代に。ただし、それはどこの契約でどう入ってきたかわからないのです。賃貸契約を見れば、5万円払えば、あとはみんな自分のものになるものだと思ってい

たからです。ですから、そういうのが長年つながってきているわけですから。私は再度、あしたの本会議においてもそれを出してほしいと、こういうように思っております。

それから、町長の、駅名のことです。あなたの場合、きちっと担当課に指示すればいいのです。1年前にJRに出すというのであれば、どういう日程で町民の意向を、七戸駅から七戸駅、十和田七戸駅になるかわからないけれども、その意向をどこの段階でだれが決めるかという、明示しないとできないのです。よくこういうことを言います、師団長以上の頭脳を持った人間でも、師団長の考え方を凌駕することはできないと言っているのです。それはそうです。師団長は自分の考えよりも持っていたら、おまえいつから師団長以上になると、こう言います。あなたはそういうことは言わないと思います。町長どこ行って、こうやって、いつ、おまえ町長になったと、こういうことはないと思いますが。職員は、具体的日程ができて初めて動けるのです。そういう意味において、副町長、このことも含めて、町民が一番心配していることは駅名のことですから、だから、いついつまでにこの団体の、いついつまでは、議会は最終的にどうかと、そういうようなことを具体的に出していただければいい、私はそう思っています。

土地の売買問題については、また本会議でもやるでありましょうから、全員が理解したわけではないです。昭和49年に中野吉十郎町長と中津徳平候補者が戦いをしたときにも、この土地問題が政策論争として出てきたという経緯があります。私もかかわった1人でもありますから鮮明にわかっているのです。契約してから9年たった。それはただけるといことはあるかということが出てきたのです。これは、こちら側の若い議員の方々はわかりただけに思えるのですけれども、そういう経緯があった土地でありますだけに、やはり町民に開示をしながら、不透明さのない、公正さをでもって売買するというのを念頭に置きながら本会議で出してください、そう思っております。回答要りません。

終わります。

○議長（田中正樹君） これをもって、川村三十三君の質問を終わります。

暫時休憩します。20分まで。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時21分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第2号、2番佐々木寿夫君、発言を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 皆さんも日々の生活で感じていると思いますが、ガソリンや灯油、軽油の値上がりや食料品の値上がり、また、家畜飼料の値上げも続き、町民の生活や経営が大変危機的な状況になっています。こんなに飼料や油が上がると倒産しかないという農家の声が事態の深刻さを示しています。私は、町民の生活や経営を守る国、県、町の行政の役割が一段と重要性を増していることを強く感じます。町民の生活を守るため、以下、質問させていただきます。

まず、後期高齢者医療制度についてです。

2年前の小泉内閣のとき、通常国会で自民・公明が強行成立させた健康保険法等の一部を改正する法律、単独法ではなく複数の法律で導入が決められた後期高齢者医療制度は、この4月から実施となり、4月の年金から早速1回目の掛金が天引きとなり、2回目の掛金の天引きももうすぐです。町のお年寄りから、「年寄りに早く死ねというのか、病院に行っても薬もよこさない」など、怨嗟の声が聞こえてきます。

上北群の医師会を初め、県内すべての医師会も反対の決議を上げています。政府の中でさえ見直しが議論され、参議院では廃止法案が可決される事態となっています。途中省略します。

お年寄りの受ける医療は、外来から入院、在宅まで差別されます。ことしは、医療関係者や世論の反発を受けてできませんでした。後期高齢者の診療報酬を包括払いにする仕組みにし、保健医療に上限をつけ、それ以上の治療を行う病院は赤字になってしまう。また、かかりつけ医を限定し、複数の診察科を受診しにくくすることも検討しています。

さらに、外来診療では、慢性疾患保健医療を月6,000円に制限する制度が導入されました。

さらに、入院患者の退院支援計画をつくり、退院させた場合、後期高齢者退院調整加算や、終末期には、終末期相談支援料をつくり、在宅費を今の倍にするというひどい計画もあります。

省略して、そこで、質問いたします。

1、後期高齢者医療制度の保険料では、どのような軽減策が行われているのか、2、後期高齢者医療制度の実施に伴い、国保税は値上げされるのか、3、後期高齢者の健康診断や葬祭料はどうなるのか、以上3点についてお伺いしたいと思います。

次に、消防法の改正を受けて、当町でも中部上北広域事業組合火災条例で定め、平成20年6月1日まで、既存住宅でも火災報知器を設置しなければならなくなりました。その重要性は言うまでもありませんが、火災報知器を設置していない住宅も数多く見られます。その理由の一つに、設置費用の問題が挙げられます。1階建ての住宅でも最低は台所と寝室と2カ所必要であり、1万円はかかります。住宅のつくりによっては数カ所必要のところもあり、二、三万円かかります。

そこで、質問いたします。火災報知器の設置率を上げるために、低所得者や生活保護世帯の補助を行う必要があるのではないかとということでもあります。

三つ目です。途中省略して、ことしの七戸春まつりは、例年に比べ、「のぼり旗」を立てるとか、道路の案内表示が至るところに張り出されているとか、観光案内の取り組みがされるなど前進が見られました。ツツジ祭りなど、たくさんの人出で天王神社や城址があふれていました。

そこで、第1点として、春まつりにおいでになった観光客は、各イベントどのぐらいあったのか。次に、第2点として、天王神社や東門の前にたくさんの人出がありました

が、出店は少ししかありませんでした。このことをどう考えているのか、また、今後の対策はどういうことなのか。次に、第3点として、ツツジ祭りは見たが、市街地に来て買い物をする観光客が少なかった。このことをどう考えて、今後のまちづくりにどのように生かそうとしているのか、以上3点について伺いたいと思います。

四つ目は、労働者の働く条件の改善についてです。

省略しまして、今、雇用問題に新しい変化が起き始めています。国民の中に、人間を使い捨てにするような働かせ方を何とかしなければならぬという願いが広まってきています。七戸町でも労働条件をよくするための努力が必要です。

そこで、お伺いいたします。町指定のA級業者でも従業員を健康保険及び厚生年金に加入させていない業者がいるが、こういう業者への対応をどうしているのか、以上について質問いたします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、佐々木寿夫議員にお答えを申し上げます。

質問の中で、いろいろと省略する省略するということがございましたけれども、省略してもしっかりと質問の趣旨は受けとめましたので、それなりに答弁をさせていただきたいと思います。

それではまず最初に、後期高齢者医療制度についてであります。しかも、低所得者の減額をどうするのかという質問にお答えをしたいと思います。

低所得者に対する保険料の軽減措置は、均等割額の4万514円が被保険者と世帯主の合計所得額によって減額になる制度であります。それは3段階に分かれておるわけであり

ます。まず、被保険者と世帯主の所得合計額が、基礎控除額の33万円を超えない場合は7割が軽減されるということになっております。そして、1万2,154円となりますので、大きく今の国保と比較すると軽減されることになるわけであり

ます。また、基礎控除額が33万円を超える世帯の総所得額が33万円に、世帯主を除いた被保険者1人当たり24万5,000円を加えた金額以下であれば5割の軽減がされるということになります。そして、その場合2万257円になります。

また、基礎控除額の33万円を超える世帯の場合で、総所得金額が33万円に、1人当たり35万円を加えた金額以下であれば2割が軽減されるということになっております。

御理解いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度の実施に伴い、国民健康保険税は値上げされるのではないかというお答えでありますけれども、今議会に、国民健康保険税の一部を改正する条例を上程しておりますが、これは、後期高齢者医療制度においては、現役世代と高齢者の負担区分を明確にすることとされていることから、国民健康保険税を基礎課税分と後期高齢者支援分に区分し、それぞれの税率を設定するものであります。税率が引き上げになっておりますが、これは、後期高齢者支援分として増額したものではありません。この2年間の医

療費が平均で3.5%ほど伸びており、今後も同程度の伸びが見込まれることと、今年度から新たに特定健康診査及び特定保健指導を実施することに伴う経費をもとに積算しておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、健康診断や葬祭料はどうなるかについてお答えをします。

まず、後期高齢者の健康診断は、町が青森県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施し、その費用は広域連合が負担することとなっております。当町では、3月上旬までに650名の健診申込者がありましたが、その後、後期高齢者が糖尿病、高血圧症、脂質異常症で治療を受けている場合は、健診の対象外となることが公表されてまいりました。

このことにより、申込者の中に生活習慣病で治療を受けている人が相当数見込まれますので、本年度は対象外の人も町の負担で受診できることとしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、葬祭費についてですが、広域連合では、県内の国民健康保険や被用者保険の支給額及び他の広域連合の状況を参考に比較検討を行った実務検討会議の報告を受けて、平成19年第1回広域連合で5万円を支給することに決定されておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、火災報知器の設置であります。

議員御指摘のとおり、6月1日から一般家庭においても火災報知器の設置が義務づけられたところであり、現在、消防署では、各家庭に設置するよう広報活動を行っておりますが、罰則規定のない義務化のため、なかなか設置が進まない状況だと伺っております。

設置場所も台所、寝室、階段等へ設置するように義務づけられており、一家庭平均3個ぐらいの設置になると思ひますが、現在、七戸町の非課税世帯及び生活保護世帯は2,335世帯であります。

同一家族の世帯分離等で、全世帯が対象とはならないと思ひますが、昨年度の灯油を補助しました世帯数が参考になると思ひますので試算してみました。

昨年、灯油を補助しました世帯数が約800世帯でございます。1個5,000円としまして、3個設置した場合、1家庭1万5,000円となります。800世帯に火災報知器を設置しますと1,200万円になり、その2分の1の補助としましても600万円の財源が必要になります。

このことから、議員御質問の低所得者や生活保護世帯への補助につきましては、町としては、町民の生命・財産を守るという観点からしますと、何とかしたいという思ひはありますが、議員も御存じのように財政の厳しい折でもありますので、さらに一層、県や国にその対応について要望し、補助事業等の実現に向け努力してまいりたいと思ひますので、議員各位の御支援もよろしくお願ひを申し上げます。

次に、七戸町の観光事業への取り組みについてお答えを申し上げます。

初めに、七戸春まつりは、新幹線開業に向けて、七戸町で春に実施されている天王つつ

じまつりなど、それぞれの機関で開催しておりました数多くのイベントを集約したもので、各イベントの相乗効果を得ながら、町の観光振興と地域の活性化を図るため、今年度から開催されたものであります。

御質問の春まつりにおける主なイベントの観光客数は、5月3日から5日に開催された南部縦貫の「レールバスと遊ぼう」に3,500人、5月11日から25日まで開催の「天王つつじまつり」に2万7,000人、5月17日、18日開催の「上北・下北の物産フェア」に7,600人、4月27日から5月25日まで、「文化村物産まつり」を開催した道の駅に6万6,000人と、県内外から多くの観光客が当町を訪れてくださいました。

今後につきましては、日本でも極めて完全な形で残っております蒼前の一里塚を観光の拠点とするために、奥州街道まつりなどを新たに加えることにより、観光客の増加につなげていければと思っております。

2点目の天王神社や東門前の出店が少なかったが、このことをどう考えるかということではありますが、つつじまつりの際の出店数ですけれども、神社境内に町内の方が3店、東門へ続く路上に、町外の方が2店出店し、出店数は昨年度同様であります。

また、東門前の広場は、今年度から身障者用専用駐車場として使用したほか、仮設トイレを設置しておりますので、出店できる場所が限られておりますが、東門前の道路から柏葉公園のツツジ展望台へ行く方が相当数おりましたので、今後、さらににぎわいのあるつつじまつりになるよう、出店が可能かどうか関係機関と協議してまいりたいと思っております。

3点目の、つつじまつりは多くの観光客がおいでになりましたが、市街地まで出向いて買い物をするなどの観光客は少なく、大変残念に思っているところであります。

御質問の今後の対策は何かということではありますが、つつじまつり会場から市街地まで誘導するよう案内板を今まで以上に設置するとともに、商店街に春まつりの「のぼり旗」を設置したり、ツツジ散策路と飲食店マップを載せた春まつり用リーフレットを作成し、昼食など商店街へ観光客を誘導できるよう、さらに充実してまいりたいと思っております。

また、商店街でも力を合わせ、魅力のある商品などの品ぞろえをし、誘客に努めていただきたいと思っております。

なお、今年度の春まつり実施団体等の会議の際、来年度は中央商店街協同組合、七戸商店会協同組合から、つつじまつりに合わせたイベントを企画・検討している旨の報告がありましたので、ぜひこれを実現し、時代に即した新しいイベントが生まれるよう、町といたしましても積極的に支援してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、労働者の働く条件の改善についての御質問にお答えします。

現在、町が行う指名競争入札においては、青森県の取り組みと同様、社会保険及び労働保険の加入の有無については、資格要件としては規定せずに運用しております。

しかしながら、県では平成20年4月より、5,000万円以上の参加申し込み型指名

競争入札及び制限つき一般競争入札に限り、入札参加資格に労働保険及び社会保険への加入並びに県税等に滞納がないことを条件に追加し運用しております。

このことを受けまして、先ごろ町が執行いたしました参加申し込み型指名競争入札につきましては、県の取り組みに準じ、同様の参加条件を付しての入札といたしました。

労働者がより安全・安心に働くことのできる職場環境の整備がなされることは大変大事なことだと思っております。

今後、指名競争入札における資格要件につきましても、県や周辺市町村の実態の把握や県の指導・助言をいただきながら、指名審査会での検討を重ね対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中正樹君） 2番議員、よろしですか。

2番議員の再質問を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 第1点、75歳以上の後期高齢者の特定健診が、今年度は希望者全員行われるということですが、来年度からはそれがどうなのか、このことについて質問いたします。

これで私は特に言いたいのは、舛添厚生大臣が、後期高齢者は生活習慣の改善が困難、健診で予防効果がどこまであるか疑問、健診ではなく、本人の残存能力を、生きる力がどれぐらい残っているかをいかに維持するかという視点が重要だと言って、特定健診を受けないことを議会で言ったわけです。このことに対して、多くのお年寄りから物すごい怒りの声が挙がって、現在もこのことから、後期高齢者からさまざまな声が寄せられているわけです。

お年寄りが75歳になったからもう病気は治らない、生きる力は、今の残っている力で生きるだけだ、酒飲むな、太るな、これだけでいいのか。私は町長にお願いしたいのは、75歳以上の後期高齢者も、来年度からも町単独事業として健康診断を続けてもらいたい。

二つ目です。火災報知器の問題ですが、先ほど800世帯、1,200万円、半分やつても600万円と、こういうふうな話をしていますが、そのとおりです。

私はここで町長に、それではもう一つお願いしてみたい。70歳以上のひとり暮らしのお年寄り、しかも、非課税のお年寄りについて、消防で行って寝室に火災報知器をつけてくれる、これぐらいのことはできないのか。

三つ目です。七戸町の春まつり、私は先ほど町に行く人が少なかったと言いましたが、簡単にそうも言えなかったのです。七戸町の飲食店は非常にたくさんの客が来て、そして、町の人たちは明るい手ごたえを感じていました。

商店街マップ、田中清一さんという方がつくったものがありますが、七戸町というのは店屋がないか、食べる場所がないか、あれを見たらかばつとある。ああいうふうな努力が非常に町を活気づけているわけです。

私は、春まつりもことし始まったわけではない、去年も店屋が少なかった。ことしも出ている店屋は小川原湖のシジミ貝、私が行ったときは店が全部閉まっていた、お客さんはみんなそこを歩いている。なぜ七戸町の商店が出ないのか、私はその辺が非常に不思議でならなかったから聞いているわけです。

そして、私はこう思うのです。七戸町というのは非常に人間が豊かで、自然が豊かで、いい財産がたくさんある。今、町長は青森大学の学生を入れて町の観光コースというのをつくるといってやっているのですが、それはそれで悪くないのですが、私は、昨年、ことし、おととしも見たのですが、この春まつりを見ていると、町の行政と商店街が力を合わせていないという感じを正直に持つのです。だから、大学生を入れるのも大事けれども、町の英知を結集して町民のみんなが力を合わせて、しかも、七戸町のたくさんの財産があるのです。こういうものをもっと使ったまちづくりができないか。町長は今まで何をしていたのか。

以上、質問3点。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（富士孝衛君） それではお答えを申し上げます。

さっきも申し上げました。75歳以上の後期高齢者の火災報知器につきましては、県とか国のほうへそれらを要望しながら、力をおかりしながら対応してまいりたいと。ところが70歳以上のひとり暮らしはどうするのだというお話でございました。それらについても、実情を訴え、こういう状況だと、町は財政的にも大変だから国なり県のほうで何とか苦ん願いたいという願いをして、これからも実現できるように頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆さん方も御支援を賜りたいと思っています。

また、春まつりで非常に不思議だと、なぜそこに出ないのかというお話でございました。私もある意味では非常に不思議に感じています。なぜ出ないのかと。私もいろいろな意味で、皆さんが攻めの商業をしていただきたいと。そういう形で出れるようなところに必ず出店して、祭りを盛り上げていただきたいという願いもしております。ところが、なぜか余り出ないということで、これも町が悪い、町長が悪いと言われればそれまでですけども、我々もそれなりに努力しているつもりであります。

次は、非常に七戸の町は、お話のように人間性豊かであります。自然もあり、いろいろな文化遺産等にも恵まれているということもあります。ぜひ町を挙げて頑張っていきたい。そういうことで、あらゆる会合等において、ぜひみんなで力を合わせながら町を盛り上げていかなければならないと。みんなが自分自身で力を合わせ、そして汗を流さなければこの町の将来は開けないよという、そういう訴えもしているわけでありまして。しかし、いまひとつ私の力不足もあると思っておりますけれども、盛り上がってこないというのが現状であります。

そういうこと等を考えると、町長何しているかと、他人から見ればそう見えると思えますけれども、私は私なりに可能な限り頑張っておりますので、ひとつその辺も御理解いた

だきたい。

なお、議員の皆さんからも、町長も頑張っているから、皆さんもあわせて頑張ってくれと、そういう御指導をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特定健診につきましては、大変重要なことでもあります。できればそのようになるようにそれなりに検討しながら持っていかなければならないだろうというふうに思いますけれども、後期高齢者のほうの対応等についてですが、相談をさせていただきたいと、そう思っています。

○議長（田中正樹君） 町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君） 後期高齢者の健診につきまして、ちょっとつけ加えさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、この健診は、各保険者が行うということが原則でございまして、国保の場合は町がやる、75歳以上の方については広域連合がやる、こういうことになっておりますから、それによって、広域連合に国からも補助金が出ております。そういう仕組みになっております。

ただし、今年度につきましては、先ほど答弁にありましたとおり、時期的に対象外になるという方々が後にわかったものですから、町としてもやむを得ずやらざるを得なくなったという判断をされたようでございますけれども、新年度についてどうするかとなれば、やっぱり運営主体であります広域連合との協議が先決だと思いますので、そちらを差し置いて町が先にとというのは私、担当課としてはちょっと考える必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 2番議員の再々質問を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 簡単に、まず、特定健診なのですが、広域連合の事業ですから、七戸町でやれば広域連合の負担になるわけです。しかし、私が先ほどお願ひしているのは、町の単独事業でもできないかということでした。そのことで、町長は、これからの動きを見ながらも、そのようにしたいという答弁を、はっきり答えていますから、課長、そのことを覚えておいてください。

それから、町長、誤解しているのは、火災報知器、70歳以上の非課税の世帯というずっと限られてくると思うのです。そういうところでは、ひとり暮らしですから、ひとり暮らしのお年寄りというのは、火事が出たといえは大変なわけです。だから、それぐらいについてはプレゼントしても、寝室一つだけつけても、足し算して計算しても、そんなにお金がかからないのではないかと思うのですが、その辺どうですか、総務課長、計算していませんか。それだけ。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） この点については、効果は歴然たるものだということを伺っております。この制度があつて、また火災になって不幸なことになれば大変だというふうに

思っています。今、ひとり暮らしの世帯、あるいはまた生活保護の世帯、どれぐらいあるのか、あるいはまた、その中でも非課税の世帯、そういうことで、これは財源との相談になりますけれども、いろいろそういった部分で果たしてできるのか、できないのか、できるとすればどの部分なのか、今おっしゃった、いわゆる非課税の世帯に限ってできるのか、できないのか検討して、しかるべき対応を今後前向きにとっていかなければならないということでありまして。すぐやるということではありませんので。

○議長（田中正樹君） これをもって、佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩したいと思います。午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告第 3 号、10 番原子孝君、発言を許します。

○10 番（原子 孝君） イオン出店についての一般質問であります。本来、このような痴愚な一般質問は行いたくないのでありますが、このたびの件につきましては、思うところがあり、また、町民からの声もありまして、愚策ではありますけれども、少々作文を織りまぜながら行います。

イオン出店については、私も皆さんと同じ思いで、イオン社にはぜひとも出店をしていただきたいという思いで、あえてこの件には触れたくないという心情で、この 1 年間、イオン出店の件については静観してまいりました。

その間、同僚議員の方々からいろいろな視点で、イオン出店について質問がなされてきました。その推移と、去る 3 月にイオン社側から説明を受けた経緯を踏まえ、その結果、聞くに堪えず、見るに堪えず、私ども議員の立場として、執行機関に対する監査役、牽制役として、また、町の公益を守るためにも、さらには、時期が迫る中であって、私は町民の代表として、この件をうやむやにしておくわけはいかないという思いには至ったのであります。

したがって、私はあえてお尋ねするものでありますが、その前に、私ごとき者がまことにおこがましい限りであります。いささか意に介するところがありますので申し述べておきます。

ただ、詳細に語るとなると、原稿用紙 20 枚ほどになりますので簡単に申し述べますが、議会の民主的公正に基づいて、私たち議員はこの議場において発言するという行為は、いかなる場においても発言は住民の意志を代表して意見を表明しているという基本的立場であるということは今さら申し述べることでもないのであります。

また、民主主義国家にあつては、いかなる組織に従事する者であっても、一般社会において、その立場上、品位、資質、倫理観など、人格的側面に対して評価・批判を受けてしかるべきであるというのが社会通念上の理論であり確説であります。

これは、民主主義国家にあっては、世界共通の認識であり、行政に携わる者にあつては、まして、重大な責任があるということは言うまでもないことでもあります。

さらに、この場ではあえて名指しは避けますが、イオン社に対して、まるではれものでもさわるような云為はいかにもこっけいに思えるものであるということをはっきりと申し上げておきます。

さて、前口上がいささか長くなりましたが、町長も事あるごとに申ししているとおり、今、当町は百年の計をもって駅前開発に取り組んでいるわけではありますが、イオン出店も駅前に花を添える一つとして期待されております。

しかし、出店したとしても、経営が悪化した場合いつ引き上げるかわかりませんが、駅前開発もイオン出店の計画に基づいて変更され、今、既に工事に着手されている段階であります。

しかしながら、去る3月のイオン社側の態度、あえて説明という言葉ではなく、態度という言葉を使わせていただきますが、私だけでなく、啞然とした方々もあったことと思います。

当町がイオン出店に伴い駅前開発の計画変更、その影響で、本来、夏季に工事発注すべき事業も冬季に移行され、冬季分の工事費上乘せ分を捻出するために、年度途中で職員の給与減額まで実行し、この現状にあつても確約できないとは、子供の使いじゃはあるまいに、あのような程度の低い説明を私たちに聞かせるために要請したのかと、あいた口がふさがらないとは、まさにあのようなことでもあります。

また、イオン社の出店を見ますと、全国的にも駅前というのは極めて異例であります。なぜ当町が駅前なのか、疑問の残るところであります。

ところで、副町長、あなたには、他意が全くないことをまず先に申し上げておきますが、私も議会人として申し上げておかなければならないこともありますので申し上げますが、イオン出店の経緯をかんがみますと、あなたがイオン社側との窓口であると思つてよろしいですね。

そこで、あなたがなぜこれほどまでにイオン出店に固執するのか、真意のほどは理解できません。私も健忘の気が少なからずありますが、私の記憶の新しいところを振り返ってみますと、あなたが旧天間林村の村長に在職の折から、後平地域にイオン出店の話が持ち上がり、その次は中野地区、中野地区においては図面も作成され、地権者から同意も得、新設道路の計画など、かなり具体的な計画であつたやに耳にしております。

当然、あなたが積極的であり、あなたの関係者も携わっていたとか、いろいろな流言を今思い出しております。

そして、このたびは駅前と、二転三転した経緯をかんがみますと、副町長、あなたがイオン社に踊らされているのか、イオン社があなたに踊らされているのか、3月議会での11番議員の一般質問に対する答弁の歯切れの悪さ、その説明のために来庁したイオン社に対して、私どももしかるべき情報、いいですか、議長、再度申し上げますが、しかるべき

情報の入手によって問いただした結果、イオン者側の確約できないという態度、いずれにしても現段階では確約のないものであるということだけは既成事実であります。

その確約のない事業変更に賛同してきた議会のありさま、決めてゆゆしき大事であるということを強く御指摘するものであります。

しかしながら、副町長、愚直に申し上げている私もイオン出店には期待は持っておりません。前途有望のある小又副町長でありますから、まことに余計な心配であります。オオカミ少年と思われぬように、町民の不安を払拭するために努力されますことを注進いたしておきます。

そこで、町長、大変お待たせいたしました。作文が大分長くなりましたが、今日までにイオン社から確約を得たのであるならば何ら問題はないのであります。とりあえず前述をもとに、通告のとおりお尋ねします。

第1点として、当初、イオン社といかなる交渉がされ、確約を得て進めてきたのか。

2点として、イオン社から確約できないという3月から四半期ほどたちましたが、確約を得るために何らかの話し合いがなされたのか。

3点として、駅前開発の振興上、イオン出店の確約を確実にしなければならない当町のタイムリミットの時期はいつごろと考えておられるのか。

4点として、まだ確約を得ていないのであれば、できるだけ早期に確約を得ていただきたいのであります。町長、来年、町長の改選期の時期が参ります。福士町長は出馬するのか、あるいは勇退のお気持ちがおありなのか、私ども野党の立場では知るよしもないのであります。いずれにいたしましても、町長、あなたの今期の任期中に確約を得るお考えがあるのか。

以上、4点についてお尋ねします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、原子議員にお答えを申し上げます。

質問は4点にわたっているわけですが、その順序にお答えをしてみたいと思います。

まず第1点目の、当初、イオン社から確約を得て進めてきたのかについてお答えをいたします。

イオン出店に伴う事務手続及び事業実施を進めるに当たりまして、イオン株式会社から出店申入書のほかに、駅前に出店したいという意思の文書が提出されております。

それを受けて、イオン株式会社と出店を実現すべく用地等について協議を重ねながら取り組みを進めているところであります。

また、議員御承知のとおり、イオンの駅前への出店意向につきましては、東北新幹線対策特別委員会におきまして、御報告と御説明を申し上げましたが、御質問の必ず出店するという確約書の取り交わしまでは至っておりません。

次に、2点目の御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、事務打ち合わせ会議やイオンからおいでをいただき、お願いをしているところでありますが、いまだ確約書の取り交わしには至っておりません。

次に、第3点目の御質問にお答えを申し上げます。

御承知のように、イオンからの出店申入書及び出店の意志を示す文書をいただき、事業計画の変更手続等必要な事務処理を終え、既に事務事業を進めているところであります。

タイムリミットの御質問につきましては、現在の状況では、新幹線開業前に開店したいとの意向でありますので御推測をいただきたいと思います。

最後に、第4点目の質問であります。

私といたしましては、イオンの出店に対する意思表示である回答書をいただいているとはいえ、イオン出店に向け適切な対応をし、皆様にご不安や懸念を与えることのないよう、今後とも最大限の努力をしておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

回答になったのかならないのか、私自身も自信がありませんけれども、それが限界ですので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） 10番議員、よろしいですか。

10番議員の再質問を許します。

○10番（原子 孝君） 町長、あなたに伺いますけれども、商業の業界では、コンセプトという大変難しい言葉が通常使われていると、私もこのとおりに頭が悪いものですから、なかなか理解するには至っていないのですけれども、我々が理解するには、簡単に言いますと、イオン社の商業理念、その商業理念をあなた方は理解して、イオン社と交渉あるいは対応してきたのか、まず、これをあなたからお尋ねします。

そして、私の思いは、あなた方の姿勢を見ていますと、イオン社に対してちょっとへつらい過ぎではないのかな、大変厳しい言葉を述べるしかないのではありませんけれども、やはり町のトップとして、相手は商人ですから、実にシビアなものであります。

そこで、やはり確約をしなければ駅前を提供できないぐらいの姿勢を見せてもよかったですのではないのか、私はそう思います。今までの、この近傍であれば中野地区、それこそ何ら糧になっていないのではないのか、なぜイオン社が中野地区をあっさりとおききり、またこっちと、私が申したとおりに、二転三転してきているのが実情でございます。

逆に申し上げれば、行政をつかさどる立場にありながら、議会はもちろんのこと、町民も欺いてきたことになり得ます。確約を得て進めてこないという。

そこで、もう一つ町長にお聞きしますけれども、私たちに提出する図面、当初、イオン社が進路を設けたいということで、3月議会で私たちに提出した資料によると、あそこに山車の展示館が建設されると。当初、昨年は、あそこはイオンに対する進路の道路がたしか載っていたはずで、私、あなた方を見ているに、まるで腰が据わっていないのではないのか、本当に不安を覚えます。

ですから、今、6月議会にも山車団地の展示館のあれも提案されているようですが、イオン社から確約を得るまで、山車展示館の計画を凍結する考えはないですか。でな

いと、計画がまた変わる可能性も出てくる、そういうことを改めるべきではないか、そういう意味において、山車展示館の計画の凍結というのも一考願えればというふうに思っております。

ただ、町長が申したとおり、確約は得ていないと。そして、イオン社から出店の意思の打診は受けてきた。これ、全国どこでもあります、例は幾らでもあります。ですから、行政としての立場で、やはり確約を得て進めるべきが本来の姿であり、確かなものであると私は思いますけれども、その辺、再度、町長にお尋ねします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、お答えを申し上げます。

原子議員のおっしゃるとおり、確約をいただければ何ら申し分がないわけですが、なかなかその辺まで詰めることはできなかつた。我々もそれなりに強く要望したり、いろいろしましたけれども、向こうは向こうの事情があるということもあります。そういうことで、いろいろ、何と申しますか、確約書は出さなくても、出店したいという申入書と、出店するという意味合いのあれが出ているわけですので、しかも、ジャスコ・イオン株式会社は日本有数の巨大企業であるわけであります。その責任者が来て、いろいろと出したいということをお願いしているということに対して、我々もそれを、確約書がなければ信用できないというふうな言い方もなかなか難しいという思いもありまして、イオン株式会社を信頼して、出店してくれるものという前提のもとに行っているわけですので、その辺については、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

また、山車団地のことでありますけれども、山車団地は、あそこは当初から全体の中で計画をしているものであります。その前のほうに道路をつくるということで、その道路についてはイオンが責任を持ってつくと、そういうことになっておりますので、何ら整合性からいっても、いろいろな利便性からいっても問題はないというふうに認識しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 原子孝議員の再々質問を認めます。

○10番（原子 孝君） 最後の質問になりますけれども、これは長く議論すればいいという問題でもないわけです。ただ、町長が、再三申し入れがあったから、だから私、先ほど聞いたのは、イオン社の商業理念をあなた方は理解していますかと、それを尋ねたのです。

いいですか、私が思うには、町長、あなたは、失礼ですけれども、商人を相手に無知過ぎます。相手は民間会社ですよ。行政が仕事を進める上で、確約を得ないで、だろろで事業を進める、前代未聞ですよ、そうでしょう。ましてや、イオン社がなぜ確約をしないかわかりますか、いつでも逃げる場をちゃんと準備しているのです。これから試算して、例えば毎年何千万円ずつ赤字を生む可能性があるとなれば、今ここでかかった経費、2,000万円、3,000万円、5,000万円払っても、累積何億円というよりも、今ここで

払って撤退します、それがイオン社の商業理念なのです。そこまであなた方は調べないで、ただ大きいからとか、そんなちんけな話をこの議会でしたって通用しませんよ。なぜ行政がそこまで、確実な事業を展開しなければならない立場にありながら、だろで進めている。

私も、副町長も恐らく商人根性というのはわかっていると思いますけれども、私も組合長やったときに、商人というのは、さっき申し上げたとおり、本当にシビアですよ。私たちが何とか来てくれと、両手を合わせて、両ひざついて、お願いしても、自分たちの利益がないと思えば、薄情なものです。やはりあなたは、一町のトップとして、そのぐらいの認識を持って商人と交渉するようでなかったらどうなるのですか、こんな例がまた今後、またあるかもしれませんよ。

再三申し上げますけれども、行政が、だろでですよ、イオン社というのは、そういう物の考え方を、全国調べてごらんください、数え切れないほど例があります。それらもわからないで、先ほど町長が申したような理由で、うのみにすると。私は、行政として情けないですよ、そうではありませんか。これは、イオン社が来る、来ないではなくて、行政の立場として、交渉、対応するに基本的なものがもう失墜しているのですよ。大変な問題ですよ、行政として。あなた方議員の皆さんもそう思いませんか、私はそう思いますよ。

ましてや、議長、これ最後の質問になりますから、あなたにも一言言っておきたいけれども、あなたみずから議会の権能を放棄するような言動は私は慎んでもらいたいと思いますよ。私、最初、冒頭で申し上げたとおり、執行機関を監査役、牽制するために議会、我々議員は町民から選ばれているわけですから、その仕事をやらなければ議員要りませんよ、議会要りませんよ。あなた方、町長、副町長、あと、課長いればいいのです、そうでしょう。だから私、つらいことでもきょう申し上げているのです。行政としてやってはならないことをあなた方はやったのですよ。そこを認識して、今後どういう対応をするか考えてみてください。私、また機会があれば追及します。こんなことをやっていたのでは、行政幾らあってもたまったものじゃありません。私、あなたには厳談しておきます、町長、厳談しておきます。

もうきょうは、これ以上言っても切りがありませんから、ただ最後に、私がさっき申し上げた、行政として、また、あなたは行政のトップとして、今回このような、イオン社との交渉、対応した経緯についての結果どう思っていますか、そこをお尋ねします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（富士孝衛君） 厳しい叱声をいただきました。我々もいろいろ配慮しなければならない点、反省しなければならない点もあろうかと思えます。

ただ、さっきも申し上げましたように、あれだけの巨大企業が、代表者が来まして、それなりの責任者が来て、出店をしたいと、しますので何とか御協力をお願いしますというのは、確約書に準ずるものだと私は思っているわけでありまして。そういうことで、確約書

はぜひいただきたいのですけれども、そちらのほうには、何かいろいろ事務局のほうでも答弁させたいと思いますけれども、許可証といいますか、県のほうに出したそのときが確実だということで、それを出さないうちは確実という言葉は使えないということで、間もなくそれは出すだろうというふうに思っています。そのときは、はっきりと確実なものになるだろうというふうに思っているわけであります。

そういう意味で、万が一、どういう結果が出るのかしれませんが、今おっしゃるように、我々もそうならないように努力しますが、今の段階ではどうしても、それ以外には追及といいますか、突き詰めて確約書というのをいただける状況ではなかったということも御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 私にかかわる部分もいろいろありましたし、事実を少し誤認しているという部分もあるみたいですから、その辺、一応申し上げておきます。

まず、天間林地区の場合でしたけれども、いわゆる後平地区、数ある候補地の中から、後平、金沢平、森ヶ沢、向こうさんではいろいろ調べたみたいです。最終的に中野地区ということで、具体的に進める規模も相当大きなものです。恐らくイオンも相当な、いわゆる測量とかそういった経費かかったはずであります。

ところが、いわゆるまちづくり三法の改正ということで、いわゆる郊外に大規模な商業施設、これができなくなると。その時期が非常に微妙でしたけれども、最終的には間に合わない。間に合うか間に合わないかいろいろ検討したみたいです。地切りと言って、いわゆる基礎工事に入る、そういう土工事に入った時点で、いわゆる既成の事実だということで行けるかという、何かそういう検討もしたみたいですけれども、最終的には、間に合わないということで、中野地区は断念ということになったということであります。

その後の、いわゆる七戸は、これは我々が余り関知することではないと。その後、打診があったのは、新幹線の場所がどうだということで申し入れがありました。

それから、いわゆる山車団地の今、建設する場所がありますけれども、当初、道路があったと、いわゆる国道から入る道路、それが変更したような認識ですけれども、いわゆる道路の協議は今進めております。いわゆる今の建設地のわきの部分に、4号線から入る道路と、あくまでも計画で、今、国交省あるいはまた公安委員会との協議、当然これはイオンが入っていますけれども、それで、予定どおりつくられることになるだろうというふうに思っております。

最後の肝心な部分ですけれども、いわゆる白か黒かと、最終的な、イオンで言う、いわゆる確約というのは、大規模店舗立地法に基づく申請があつて、確約ということで、それまでにさまざま協議して、いわゆるそれ相応の資料が出ていないと、社内的にもどうしても出せないと。当初、我々がいただいたのは、イオン開発部、いわゆる東北開発部からもらった出店の申入書、店を出したいという申入書がありました。

それでもって、しばらく静観していました。当然、我々は、土地区画整理事業ということで、工事のスケジュールもあります。なかなかその後の具体的な行動がないということで、はっきり出店の意思があるのか、ないのかというのを、いわゆる文書で申し入れしました。それがはっきりしないことには、いわゆる補助事業を使っています。そして、当然、補助金のみならず、町の、いわゆる公金の投入というのもあります。その辺をはっきりしないと、変更といいますか、その工事实行するわけにはいかないということで、文書で申し入れをしました。

それに対応して、イオン側から、いわゆる役員の名義で、出店については予定どおりしたいと。それについてのいろいろな希望というか、イオン側の要望とか、いわゆる駐車場用地に建物を建てられるような状況にしてもらいたいだとか、これは、実は先日もイオン側からおいでになりました、それ相応の立場の方が。

この二つの文書でもって、揺るぎない、イオンとしての出店の意志だよということで、あと、開業まで2年しかない、開業までに出店はしたいという意向は持っているようです。工事とかそういったものを考えると、最低1年以上前に確たるものが、いわゆる大店法に基づいた立地申請というのがあると、その時点での、いわゆる今おっしゃっている確約なるものが恐らく出るであろうとっておりますけれども、10番議員も申し上げたとおり、いわゆる商人ですので、この間、担当者が来たときも言っていました。著しい経済的な状況の変化があれば、それはやめることがあり得ると。もし、そういう天変地異とか、相当なことがあれば、確約を持ってしても、それ相応の補償をしても恐らく撤退はするだろうと、商人ですから。

だけれども、我々はその二つの文書を持ちながら、万が一、何があった場合でも、それ相応の、いわゆる必要にして十分過ぎるような、これは当然補償ものになると思います。それだけの約束事をしながら今、事を進めているということで、非常に慎重に、いわゆる疑いながらですね、このことは進めているということですが、しからば、いわゆる白か黒かの、いわゆる確約をもらわないとだめだよという、我々が今この状況を考えれば、いわゆるこれも大きなチャンスの一つであると、雇用も発生、あるいは固定資産税だ、いろいろな面でですね。

ですから、そういった面で非常に苦しい時期ですけれども、いかにして、いわゆる一つの企業の誘致ということにもなろうかと思えます。これを進めていくのか、慎重に今にらみながらですね、いろいろな状況変化もとにかく視野に入れながら、今やっているのは、月1回の、いわゆる出店に向けたさまざま協議のための相談をやっています、イオン側と町と、あるいはまた、必要な部署を入れてですね。その辺の状況でも、そのいわゆる著しい状況変化等をにらんで、それなりの迅速な対応というのとはらなければならないというふうに考えています。

ひとつ申し上げると、黙っていてもいろいろなものが進出するような条件というのは、我が町には残念ながらないと。ですから、ある程度の、そちら側の条件も聞きながら、今

このチャンスをいかに物にするのかと、そういうことで進めていきたいというふうに思っています。御心配かけているのは、本当におわび申し上げますけれども、その辺、状況をにらみながら進めているということを御理解いただきたい。

○議長（田中正樹君） よろしですか。では、もう1回許します。

3回までと一応なっておりますが、原子孝君の一般質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定によって、特に、議長として発言を認めます。どうぞ。

○10番（原子 孝君） ありがとうございます。

今、副町長、いろいろ申しあげましたけれども、私は、今、副町長の話聞いて、まやかしかがある。そういう理由は、前から副町長は持論を展開しているからわかります。

ただ、行政としての立場で、私、先ほど町長にも申したとおり、そんな例は全国どこにもありますよ、私も調べましたけれども。だから、さっきも申しあげたとおり、悪ければ補償金を支払ってでも撤退してきたのですよ、イオン社が。その二の舞を踏む可能性はなきにしもあらずで、そのためにイオン社は確約をとらないのですよ、最後の最後まで。それが、普通の地権者だったらいいですよ、相手が中野地区みたいに。

今回は、行政をも巻き込んでいるのです。私が指摘するのは、この行政としての立場がいかなるものかということなのです。そうではないですか。私はそれを指摘しているのです。副町長のもう少しは確かにわかりますよ、その思いは、私も同じです。

ただ、やっぱり我々は行政の一員だということをお忘れはならないのですよ、そうではないですか、そこの考えを私は改めていただきたい。理由はわかりますよ。

以上で終わります。

○議長（田中正樹君） 答弁要りませんか。

これをもって、原子孝君の質問を終わります。

次に、通告第4号、4番盛田恵津子君、発言を許します。

○4番（盛田恵津子君） 質問に先立ちまして一言申し上げます。

つい4日前に、秋葉原で起こった無差別殺傷事件には驚きと怒りを覚えました。そして、犯人が郷土青森の人間だということに言いようのない悔しさと無念さが残りました。どうすれば再発防止になるか考えねばなりません。加害者にも被害者にもならない社会をつくらなければなりません。

さて、アメリカでは史上初の女性大統領指名なるか、予備選挙が行われ、連日、テレビやマスコミをにぎやかにしていました。残念ながら指名争いには負けましたが、撤退に当たり、これからは、女性が大統領候補になってもだれも驚かないだろうと演説していました。彼女の選挙戦への意欲は米国じゅうの女性の意識を喚起したと思います。

私は、我が日本の男女共同参画基本法を受けて、我が町では、男女共同参画計画を策定する考えがあるか質問いたします。

町村合併後は、合併時の忙しさや財政再建に重点が置かれ、やや影が薄くなっていた感がありますが、まちづくりには男女共同参画が重要であると考えます。

男性も女性も社会の対等な構成員として、みずからの意志により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女は均等に経済的、政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することと定義されております。

町長は、合併前から七戸地区において女性フォーラムを立ち上げ、女性の意見を述べ合う機会をつくってくださったことは、まさに時代の幕あけでありました。

行政に対して物申すことなどなかったこの七戸の女性たちに希望をつくってくれました。提言することにより、町の様子に関心を持ち、それが自分たちも社会の構成している人間だという意識を育てました。途切れることなく、これを存続させて、女性に学習の機会を与えてくださったことは、今さらながらに感謝申し上げます。

また、私が議員になりました6年前当時から比べて格段に空気が変わってきております。少しずつ取り組んできていることはよくわかります。

そこで、町が計画を策定し、これからはこういう社会になるのだということを示すときが来たと思います。

そこで、町では、男女共同参画計画を策定する考えがあるか。

一つとして、施策と現状について伺います。

二つ目、今後の具体的な事業、活動の計画について伺います。

以上、壇上から質問します。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、盛田議員にお答えを申し上げます。

盛田議員は、男女共同参画計画策定の考えがあるかというのが基本の質問でございます。それでは、お答えを申し上げます。

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、心豊かで安心して暮らせる七戸町を築いていくためにも非常に重要なものと考えております。

男は仕事、女は家庭、あるいは男はこうあるべき、女はこうすべきなどと、社会によってつくり上げられたものが日常生活の中に依然として根強く残されているものと思っております。

このような状況を踏まえ、国は、平成11年6月に、冒頭で申し上げましたように、男女の別なく自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことを内容とした「男女共同参画社会基本法」を定め、我が国の21世紀の重要課題と位置づけし、平成12年12月に「基本計画」を、さらに、平成17年12月には「第2次基本計画」を策定しております。

また、青森県においては、平成12年1月に「基本計画」を、さらに、平成19年3月

には「新しい青森参画プラン21」として改定をしております。

さて、町では今まで、意識啓発のために講座の開催や「広報しちのへ」への掲載等により、1人でも多くの町民が男女共同参画社会に対する理解を深めていただけるように努めてまいりました。

さらに、ことしは、結婚等により仕事を離れた人や、これから就職したい人を対象に、女性の再チャレンジ事業を生涯学習課と連携して進めてまいります。

町では、このような実践を通し、各課の事業の把握と連携を図りつつ、庁内での検討や学識経験者や団体の代表から成る検討委員会での審議及び専門的知識を持つ方々からのアドバイスをいただきながら、今年度中に基本計画の策定を予定しております。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちの取り巻く環境は変化してきております。安心して暮らせるまちづくりのため、基本計画策定に御理解をいただきたいと思っております。ぜひ基本計画は策定をしたいと思っております。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 4番議員、よろしいですか。

4番議員の再質問を許します。

○4番（盛田恵津子君） 行政も今まで広報などで啓発活動をしてきたというのはよくわかります。今まで努力してきたことは見られております。

そこで、活動計画に目標年次や目標数値を入れ、段階的に達成させたいかがでしょうか。まだあやふやな部分があります。また、具体的なものがよく見えません。

町の各審議委員の女性の占める率はどれくらいでしょうか、また、役場庁内の管理職の女性の占める率はどれくらいか、それから、この基本計画策定の担当課はどこになるでしょうか、お聞きします。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの盛田議員の御質問にお答えいたします。

まず、基本計画の策定でございますけれども、御承知のように、まだ我が七戸町においては、先ほど町長からの答弁にもありましたように、意識の啓発を重点にですね、今まで講座の開催、あるいは広報への情報掲載ということで努めてまいりました。

まだまだ、国及び県の計画に比較しますとですね、足りない部分が多いかと思っております。ですから、我々の町の現状に即した、合ったような計画をまず策定したいと、こういうふうに思います。この計画は、3年ないし5年を目途に見直しをかけて、2回目以降の策定の際には年次目標を掲げながら、どのくらいの達成率か等々を踏まえて、順次改定してけるような計画をつくれればよいなというふうに今、事務段階では考えてございます。

それから、2点目の各種委員等の女性の占める割合についての御質問でございましたけれども、七戸町の各種審議会、これは、自治法で規定されている委員会とは別の組織になります。例えて言いますと、国保運営協議会とかですね、社会教育委員とか、あとは、公民館運営審議会等々、七戸町では16の審議会がございます。この中で、女性の占める委

員の数7名ということで、10.7%の割合と、こういうふうになってございます。

あと、地方自治法で定めております委員会、教育委員会とか選挙管理委員会、監査委員会等のことですが、これは、五つの委員会が組織されてございまして、女性の委員の割合は6.1%、こういう数字になってございます。

あと、役場の職員の、管理職の状況という御質問でしたけれども、管理職総数は22名で、そのうち女性の管理職はゼロということでございます。課長補佐級になりますと、総数46名のうち、女性の職員数が21名ということで、45.7%と、こういうふうな割合になってございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 4番議員の再々質問を許します。

○4番（盛田恵津子君） 啓発程度の運動をやっているということでございます。それから、ことし策定してくださるということなので、ぜひお願いしたいと思います。

また、3年ごとに見直して、数値を定め、達成率を高めたいということですので、そのようにしていただきたいと思います。

啓発だけでなく、これを具体的にどのようにあらわしたらいいのかというのは、簡単に言いますと、まず、役場庁内を例に挙げますと、女性の登用率がどうかということになります。これが一番よく、また、住民にわかりやすく示されると思います。

今お話を聞きますと、各委員の登用率は6.1%、10%程度でございましてけれども、県のほうでは、これを30%というふうに示していると思います。なるべくここを引き上げるように、広く人材を求めていただきたいと思います。

それから、役場庁内の管理職が極端に少ない。課長級はゼロ。きょうのこの議会の中においても監査役お1人だけでございます。これは、これからはやはりもう少し考えなければいけないのではないだろうか。

社会全体における男女の地位の平等感は、男性が非常に優遇されていると感じることが、全国の調査では76.6%でございます。1985年、男女雇用均等法が公布されて23年たっても、名前だけは認識されておりますけれども、なかなか実情が即なわないというところがあります。まだまだ発展途上国だなという感じがいたします。

女性の地位向上を図るために、今後、育成して登用していただきたい。そのような考えがあるか、町長にお伺いしたいと思います。

また、男女共同参画計画は、担当課だけでなく、非常に広範囲にわたります。一つの課がやればいいというものではありません。また、広報だけやればいいというものではなくて、各部局、課が、男女共同参画の視点から各施策を見直していただきたい。このことが社会づくりの形成になると思います。庁内の取り組みや姿勢が明らかになれば理解が深まると思います。

また、この計画の策定には住民が参加するという事をお聞きしましたけれども、このことによって、職員だけでなく、住民も意識改革になると思います。このこともあわせて

町長にお伺いします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、お答えを申し上げます。

まず初めに、身の回りの役場の管理職が非常に少ないと、ゼロ%だと、課長が、そういう話でございましたし、また、それぞれの委員の中でも、6%から10%ぐらいということで、非常に少ないという状況は、私も今聞きながら心を痛めておるわけでありまして。何としても、やはり男女共同参画ということもありますし、女性の感性を社会づくり、まちづくりに生かすということも非常に大事なことであるということで、今後は心して、そういう面で頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

また、いろいろな面で住民参加もということですが、まさにおっしゃるとおりで、住民も、いろいろな役職にある皆さんも、役場の職員も、議員の方々もは全くそのとおりでありますけれども、心一つにしてまちづくりを進めるというのが基本でありますので、そういう形になるような仕組みを早急につくっていきたくて、そう思いますので、御指導いただきたいと思っております。

お答えになったのかどうかはしませんが、ここが私の今申し上げられる限界ですので、お許しをいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田中正樹君） これをもって、盛田恵津子君の質問を終わります。

次に、通告第5号、3番瀬川左一君の発言を許します。

○3番（瀬川左一君） 質問に先立ちまして、新幹線の工事も線路も敷かれ、日一日ごとに完成していくのが見えてきました。

また、先ほど盛田さんも言うように、国内では、残念ながら考えられないような事件が起きています。これも青森県出身者ということで、非常に残念です。時代が進むと同時に世の中がよくなっていけばいいけれども、何か先行きが、どうすればよいかかわからない時代に入っているのが、これからのいろいろな課題だと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

先ごろ、農林水産省、農山村活性化プロジェクト支援交付金が交付になることに決定したことを聞いております。町の計画では、産直施設をつくることですが、その概要についてお尋ねしたいと思います。

現在の道の駅に併設されている産直施設は、町のリーダーシップ、運営者並びに職員の方々の努力があって、県内でも有数の産直施設として成長しました。このことにつきましては、1人の町民として、また、1人の生産者として大変感謝を申し上げます。

現在では売り上げも伸び、喜ばしいことと思っておりますが、売り場面積に問題があり、今後、新幹線が開業などに備え、ますます需要が高まるものと予想されます。今回の計画はまことに賢明な判断であったと思っております。

さて、今回、増設もしくは新築について、まだ具体的なことは何もない状態であると思っておりますが、プロジェクト推進協議会の会長としての立場で、福士町長から今後の展望をお

話ししていただければと思います。

直売施設に出品させていただいている私の意見としては、共同で利用できる食品の厨房施設です。お客様につくり立てを販売できるコーナーとか、また、会員の皆様で料理の勉強会をするなど、いろいろな形で利用できるものと思います。また、まだまだ商品の種類をふやす余地もあると思います。農産物を加工して付加価値をつけることが大事ではないでしょうか。

つけ加えて、私は何度もインターネット販売のことを話してきましたが、全国的にも道の駅に併設されている産直施設でインターネット販売を同時に行うところがふえております。成功しているところも多いと聞かれております。この機会に通信販売の方法も御検討いただきたいと思います。

また、町長としてのお立場では、まだ何も正式に発表できないと思いますが、この場で、あくまでも希望、あるいは夢ということで伺いたい。

また、プロジェクト推進協議会の会長としてお話しいただければと思います。

これで、壇上からの私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、瀬川議員にお答えを申し上げます。

瀬川議員からは、農山村活性化プロジェクト推進協議会において、構想の最中であると思われるが、町長並びに協議会長としてどのようなイメージを描いておられるのかという質問であります。

先ほど瀬川議員もいろいろ御指摘ありました。町では、東北新幹線新駅開業にあわせ、道の駅周辺整備の計画を立て、地域農産物及び加工品の販売による農業の振興と、都市住民との交流の促進により、地域活性化を図ることを目標とした「七戸町活性化計画」が、平成20年4月18日付で、農林水産大臣より交付対象とする決定通知がございました。

それに基づき、町では、町内の各農協、物産協会、産直友の会等関係団体による「農林水産物直売施設」を初めとした、活性化計画に位置づけられた事業の実施等の協議を行うため、平成20年5月9日に、七戸町農山漁村活性化プロジェクト推進協議会を設立したところであります。

平成22年度の東北新幹線新駅開業にあわせ、新駅の利用者を初めとした、新たな県内外の消費者を呼び込み、地域農産物の販売促進、農業に関する魅力、地域情報を発信するための拠点と位置づけ、地域活性化を図ることを目的に施設の整備をすることとしており、施設の内容につきましては、各農協及び現在販売している会員数に待機者等を加えた約200人が出品販売できる直売施設、地場産品の加工PR、手打ちそば、軽食の各コーナー等、また、現在、レストランの席数の関係で団体客の受け入れを積極的に行えない状況にあるため、団体客に対し地元産品を使用したメニューを提供できるスペースも確保したいと考えており、これを基本として協議会で今、検討中であります。

その構想計画等ができました段階で議員の皆さんに提示し、御審議していただきたいと

いうふうに思っております。インターネット販売もこれからの時代の流れだと、非常にインターネットで販売している実績が上がっているということも我々も承知いたしております。

瀬川議員、事あるごとにこの点について強調されておりましたけれども、それらも活用し、さらに一層この施設が全県的に、そしてまた、全国的に活用され、大きく農業振興に役立つようなものにしてまいりたいと思いますので、何分これからも御指導をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 3番議員、よろしいですか。

3番議員の再質問を許します。

○3番（瀬川左一君） 今、町長からの意見は前向きで素晴らしい、道の駅の直売所に対して積極的に取り組んでいることについては敬意を表します。

また、先ほど、今、町長の意見の中で、200人ほどと言っておりましたが、私は、今現在150人ぐらいなのかは定かではありませんけれども、50人ぐらいふえるのか、あと何名ぐらいになるのかちょっとお聞きしたいと思っております。

こうした中で、私も直売所の中で、この前、道の駅の総会もありまして、2,000万円を突破したということでもありますので、非常に農家の人たちの現金収入、そしてまた、若い後継者が育つ絶好の場ではないかと思っておりますので、これについては、ぜひたくさん現場を見ながら、いい方向でつくっていただければと思っております。

人数のこととか会員の程度のことを質問して——（発言の声あり）間違いました。2億円を突破したということで、間違いました。そういう総会の話もありますので、お願いします。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

先ほど出品者数の関係でございますけれども、町長の回答にもあったとおり、現在150人が出品販売しているというふうな情報で聞いています。それに待機者も50人ほどあるということで、それを加えた、約200人ということの数でございます。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

これをもって、瀬川左一君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。15分まで。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第6号、6番田嶋輝雄君の発言を許します。

○6番（田嶋輝雄君） 前定例会のときに、私の家庭の事情で一般質問をしそこねましたので、今回は若干時間をかけまして質問させていただきたいなと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

まず、農業振興対策について、そして、今後の行政改革、どのように推進していくかについて、この2点についてお尋ね申し上げます。

4カ月以上たった今日でも、中国製ギョウザ中毒事件以来、中国食品の話題が広がり、消費者の安全・安心ニーズに対し関心が高まり、国産志向が強まり、国産の農産物に追い風が吹いております。農産物の直売所の中には、品不足が出るなど、客足が伸びています。

このような記事が掲載されておりました。特に、子を持つ親にとって、安全で安心して食べられる食材として、もっともっと地場産、国産の農産物を学校給食に取り入れてほしい、こう願うのは当然であります。

全体から食生活を見直すよい機会であり、攻めの農業を推進する上でも、まず足元から見直す絶好のチャンスであると考えます。

そこで一つ、農業振興対策として、地産地消の拡大についてということ中で三つほどお尋ねいたします。

一つ、学校給食において、さらに町が応分の負担をし、安全・安心な地場農産物を食材としてふやすことができないか。

二つとして、そのためには、町としてもっと供給する環境に努力すべきであると、そうも考えます。

三つ目として、今後、文部科学省はゆとりの教育を改めた、新学習指導要領改訂案の中で、地産地消を位置づけた道徳、食育の強化を充実させるとあるが、教育委員会としての今後の考え方を示していただきたいと思います。

大きなタイトルの二つ目といたしまして、今後の行財政改革をどのように推進していくか。

20年度的一般会計を拝見すると、我が町の歳入は、依存財源の比率がかなり高い水準にあり、財政環境は大変厳しく、容易に好転する見込みがないように思われます。

このような状況において、少子高齢化社会の進展に伴い、福祉サービスの問題、多様化する住民サービスにこたえるためには、私は、これまでの行政サービスの体制を大きく見直し、民間の活力といかに共生できるかを見出し、地域住民自身を担い手とした事業展開や活動を広げていくことが必要と思います。

一方、限られた財源の中で、より効果的な行財政運営を進めることも大切であります。同時に、見直すべきものは早急に着手すべきだと思います。

そこで、現在、町では、厳しい町財政状況に対応するためにも、行革大綱に基づき、先行き不透明な時代背景の中、まちづくりを進めているところですが、次の3点について、今後さらに行財政改革をどのように進めていくのかということでお尋ねいたします。

一つ目といたしまして、各種団体の補助金と公共施設使用・手数料の見直しについて。

このことは、机上での一律、ただ単に補助削減ありきでは、健康増進、あるいは各種団

体の活動、活性化に支障が出るのではないかと思います。

二つ目、街路灯の全額町負担の見直しについてでございます。

今のやり方は行革に反する行為ではないかと思います。

三つ目といたしまして、旧西野小中学校の高度利活用についてでございます。

地域再生計画を申請し、子供農村交流施設として高度利用する考えはないかでございます。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、田嶋輝雄議員にお答えを申し上げます。

まず、1点目の農業振興対策についてであります。

議員御承知のとおり、学校給食等につきましては、東北町、七戸町の2町で構成しております中部上北広域事業組合教育委員会の学校給食センターで、構成の2町の小中学校の学校給食に対応しております。

議員おっしゃるとおり、安心・安全な地場農産物等を給食の食材として供給することは、地産地消の拡大の観点からも大変喜ばしいことだと思います。

しかし、農産物等を給食の食材として供給するには、中部上北広域事業組合教育委員会並びに給食センターはもとより、事業組合を構成しております2町の教育委員会、農林関係部署、各農協等の関係機関の協議が必要であると思いますが、現在、現実には各学校及びPTAの代表者等で構成する学校給食センター運営委員会で行っているのが現状でございます。

今後、中部上北広域事業組合教育委員会並びに学校給食センターに対して、事業組合で構成している2町で連携をとりながら働きかけ、地場農産物の供給を推進してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、今後の行財政改革をどのように強化・推進していくのかということであります。

今後の行財政改革の進め方につきましては、平成18年2月に策定いたしました七戸町行財政改革大綱を指針として、遅滞なく適切に推進していくこととしておりますが、特に、行政改革で重要な課題は、現在の職員数の適正化と、それに伴う行政機構の再構築であります。

このことを端的に申し上げますと、現在の職員数は226名ですが、平成27年度までに退職者の補充をできるだけ最少にし、156名を定員とすることとしております。これに伴い課の統廃合を行い、業務の合理化を推進してまいります。

また、職員給与の適正化、公共施設の統廃合及び民間委託等の推進などを積極的に推進し、行政改革の最終的な目標である、自主自立のまちづくりを支える行財政基盤の確立を目指してまいります。

また、各種団体の補助金の見直し、使用料、手数料の見直し、街路灯の全額町負担等についてお答えをいたします。

補助金と使用料、手数料の見直しにつきましては、御指摘のとおり、ただ単に削減するのではなく、町では昨年度から庁内に専門部会を設けまして、調査・検討を続けてまいりましたが、昨年度は、財政援助団体等の調査を終え、それぞれの見直しについて今年度中に結論を出したいと思っております。

なお、公共施設の使用料、手数料の見直しにつきましては、一定の方向性が出ておりますので、来年度から実施することとし、細部の協議に入る予定にしております。

街路灯の全額町負担につきましては、合併後の不均衡是正のためであり、今後も街路灯の設置基準等をより明確にして、安心・安全のまちづくりに努めていく所存であります。

最後に、旧西野小中学校の利活用につきましては、議員、提言は高度な利活用をしたらということでございますけれども、現在は、町の文化交流センターとして、文化遺産の展示・保管に活用しております。その一部は、上川目地域交流センターとして利用しております。

また、体育館は、七戸第二体育館として活用しているところであります。このことから、町では宿泊や入浴、それに体育施設もある「ふれあいセンター」を活用していただくようお願いをしているところであります。どうか御理解を賜りたいと思います。

以上であります。あとは教育長からの答弁になりますので。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） それでは、田嶋議員の「学校給食において町が応分の負担をふやし、安心・安全な地場農産物を食材としてふやすことはできないか」にかかわる御質問にお答えいたします。

地場農産物の拡大を図るための一環として、学校給食に町が応分の負担をして、安心・安全な食材を提供する環境に努めるべきであると思うのが御質問ですが、議員御承知のとおり、学校給食につきましては、中部上北広域事業組合の教育委員会に、中部上北学校給食センターとして位置づけされ、2町による学校給食費分担金により運営されているところであります。

このことから、教育委員会といたしましては、町当局はもとより、中部上北広域事業組合との協議が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、児童・生徒の安全で安心できる給食を提供するため、今後とも食材等の選定には、これまで以上に配慮いただくようお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、中部上北教育委員会においては、ことし5月の段階で、中部上北の教育委員会として、地産地消についての今後の学校給食の取り組みということについて検討をしたところでございます。

検討の内容としては、やはり地産地消ということで、今後さらに検討していく必要があるという結論に達しております。

具体的な方法等については、今後さらに進めていきたいと、このように考えてござい

す。

次に、「今後、文部省はゆとり教育を改め、新学習指導要領改訂案の中で、地産地消を位置づけた道徳・食育の強化を充実させるとあるが、教育委員会としての今後の考え方を示せ」にかかわる御質問にお答えいたします。

文部科学省は、教育基本法、学校教育法の改正を踏まえ、平成20年1月17日の中央教育審議会答申に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校・中学校学習指導要領案が公表され、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施されることになっております。

改正の主な内容ですが、小学校及び中学校の各教科等の授業時数を変更して、総授業時数を増加するとともに、小学校の教育課程に外国語活動を加えるという点が大きなところでございます。

次に、教育基本法改正等で明確となった教育理念を踏まえ、「生きる力」を育成するということ。知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等をさらに重点的に指導していくと。三つ目は、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心やすこやかな身体を育成するなどの基本的考え方を示したところであります。

さらに、社会の変化への対応の観点から、教科等を横断して改善すべき事項を設け、その中に、情報教育・環境教育・物づくり・キャリア教育・安全教育、そして、今、御質問の出ている食育を掲げております。

また、平成17年度に制定された食育基本法の規定により決定されております食育推進基本計画の中に、次のように書かれております。

まず一つは、学校における食育を推進するために、栄養教諭の配置促進、栄養教諭を中心に各学校において、食に関する指導にかかわる計画を作成すること。まずこれが第1点目でございます。

また、学校における食育を推進していく上で、重要な役割を担っている学校給食の充実のため、地場産物の活用や米飯給食の普及・定着等を掲げております。

この基本計画に基づいて、現在、青森県教育委員会としては、新学習指導要領の内容を踏まえ、栄養教諭の配置促進を進めておりますが、残念ながら県内では6名、上北教育事務所管内は1名という状況になっております。早急に増員配置を期待しているところであります。

また、今年度から「あおもりっ子食育実践事業」といたしまして、「地域子ども食育連絡協議会」を組織し、地域の小中、高校生がともに「食」について考え、話し合う「食育会議」を実施するとしてございます。

そこで、町教育委員会におきましては、各学校における道徳の時間はもとよりですが、学校の教育全体を通じて、児童・生徒、保護者を対象に、学校における食育の推進ため、生活リズムの向上、次に、望ましい食習慣や知識の習得、学校における食育の推進のための指導体制の充実。

また、学校給食の充実としては、今までも、学校給食は子供の成長・発達や活動の源となるものであると同時に、極めて有効な教材として、多面的な活用を図ることができるものであり、いわゆる学校にとっては、生きた教材としての活用が図られてまいりました。

今後とも食育を推進する上で、学校の教育活動全体を通じ、学校給食の有する教育的機能を最大限に発揮させるよう指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

さらに、小学校の3、4年生を対象とした社会化副読本による、七戸町の農産物の生産過程等の勉強、生きた教材としての田畑における体験学習を通して、生産者の努力や食への感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深め、地場産物の活用の必要性を理解させ、地産地消の推進に努めているところであります。

ちょっと長くなって申しわけございません。

また、児童・生徒への安心・安全な地場産物の食材の提供に努めていること等を学ぶために、給食センターの御協力を仰ぎ、ことし4月から中部上北管内の全児童・生徒に配布している、これは3月の議会で御指摘を受けているわけですが、献立表に地場産物の表示を行っております。栄養士による講話等の開催、また、各団体等の協力を仰いで調理実習も実施しているところであります。

今後とも関係機関と連携をとりながら、児童・生徒への安全で安心できる給食を提供するとともに、地場産物を中心に位置づけた食育の推進の強化に配慮してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 6番議員、よろしいですか。

6番議員の再質問を許します。

○6番（田嶋輝雄君） 大変詳細に御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

まず、組織である以上は、確かに単独では行動できないということは十分承知の上で私は質問させていただいております。

その中において、中部上北広域事業へ私たちが負担金をどれだけやっているのかということ考えたときに、今定例会においては、8,400万円ほど補正予算というのを提出した、総額から考えたときに、約13%の12億3,498万円と、こういったことを一般会計から出しておるわけです。

さらに、その中の、うちの給食センターそのものは6,200万円ちょっとでございますけれども、幼稚園と小学校と中学校のそれぞれの合わせた保護者がどれだけ負担しているかということもまた考えなければいけないと思っております。

そのときに、約7,300万円ほど負担しているということなのです。合わせたらどうなるのです。それを、ただ単にそういう形で任せておるということもいかなるものでしょうか。私は、やはりこれは父兄の方々の率直な御意見等も聞いて、取り入れなければならないという一つの大きな点ではなかるかなと思っております。

もう一つ、しからは、先ほど言いました献立のことでちょっと私は、資料をいただきましたので、時間をいただいて御説明させていただきますと、まず、給食センター全体で使っているもの、これは、確かに季節的にとれるもの、とれないものはあるにしても、全体の量からいったら、昨年で17.9%でございます。一昨年は19.6%です。県内では幾らかというと、昨年は45.8%、一昨年は41.7%。要するに、県内そのものだけでも60%から43%の間にいるということです。

では、私たちは、米につきましては、私ども米どころであります、野菜どころであります。魚はとれません、果物もとれませんということで、分けたときに、米のことで言いますならば、今ここに、私どもの副町長であります、天間林時代に、私どもの「みよこ米」というものを給食センターに取り入れていただくことになりました。大変御苦労もあったようでございますけれども、それが約99%以上でございます。そういった努力がまず一つあるということでございます。

そして、野菜でございます。野菜だけを、仮にその季節は、先ほども言いましたように誤差があるにしても、昨年は7.9%でございます。一昨年は12.2%です。そして、県内は、昨年は24.3%、一昨年は17%、この数字を合わせただけでも30%そこそこあります。

そういったことを考えたときに、果たして、これだけの金額を皆様方が負担しておられる、あるいはこれは、本当にマーケットとしては大変魅力があるわけでございます。やはり地場の地産地消というものをもっともっと、大いに考えなければならないのではないかと思います。

そういった意味では、幸いにも教育長さんは、中部上北のほうも兼務しておられるということでございますので、その誘導は大いに期待したいものだと、私はそう思っております。

それで、食育を考えたとき、私は、もう一つには、ただ単に数字をごろ合わせただけではございません。地産地消を拡大するだけではございません。また、保護者に負担させているだけではございません。私はそこに食育ということ、これから時代の背景にあるということなのです。そうしたことを考えたときに、現代の子供というのは、やはり何とんでも、百姓でありながら百姓のことを知らないということも結構あるのです。そういった意味では、こういった私たち行政で、あるいはまた、農家の方々が一生懸命自分たちのものを子供に食べさせているのだということを実感してもらわなければならない、してもらおう、そういう意味もあるわけです。

そういった意味では、これからは、私たちにとりましても、将来の担い手でもあると。または、将来また大きくなれば、賢い消費者になってほしいと、こういう期待も込めるところでもあります。このことについて、ここまでのコメントをいただきたいと思いません。

また、ゆとりの教育、地産地消の取り組みの考え方ということでございますけれども、

先ほど教育長さんのほうから、小学校は23年、中学校は24年ですということでございます。ちなみに、幼稚園は来年度からでございます。そういったことで、まず、御飯だとかみそ汁の重要性、こういったことも身近な問題から取り組んでもらうということは一番大事ではないかなと思います。

そこで、町独自の取り組みというものは、県とか、先ほども言いましたけれども、「あおもりっ子食育実践事業」、こういったこともあるということをお話ししましたけれども、それはそれとしまして、やはり私たちも、自分の町はどうすべきかということも、こういう自然の中において、取り組まないということは私はおかしいと思います。やはり町独自においても一生懸命取り組む、そういう姿勢が私は望まれるのではないかなと思います。

それから、私ども何気なく食べている、そういった食材においても、いつでも調達できるのだということは、大人にも多分あるわけでございます。当然、したがって、子供にもそういったことが反映されているということでありますので、そういったことを知る上で、私はあえて前段の上で、中国のギョウザ問題を挙げたわけでございます。したがって、足元から見直す。そういった意味では、やはり消費者もさることながら、子供にもそういった意識を持ってもらうことが大事ではないかなと思います。そういった意味では、最近では「もったいない」という言葉がございます。その「もったいない」ということから、いろいろな角度から学ぶことがあろうかと思っておりますので、お互いに、先ほど言った食育の体験学習を通じまして、生徒同士の実践、そしてまた、実践した中でも、それぞれの感性というものもあるわけでございますけれども、お互いに話し合っ、また、他人の感性を知るということも、またそういう場も大事ではないのかなと思っております。そういった意味では、食育の授業の展開というのは大事ではないのかなと思っております。

それに対しまして、まず、コメントをいただきたいと思っております。

今後の行財政改革をどのように進めていくかと、こういうことに対しまして、私はいろいろな角度から質問させていただきました。

各種団体の補助金、公共施設の手数料の見直し、これは、もちろん私どもの責任もでございます。議会で通ったことでございますので、責任がありますけれども、しかしながら、なかなかそれが住民のほうに反映されていないし、また、そのことについてもかなり不満があるということの中で、一つ二つ参考にまず言ってみたいと思います。

まず、分館活動等の役目、これは、今までと違ってかなり予算も減じられたということもでございます。子ども会もそうです。老人クラブもそうです。葬儀のバスにおいても、正直なところ4万円前後かかる。何で天間時代にできたのに、できないのか。しかも、よくするといいながらも、なかなか厳しい情勢の中というのは、やはり認識されていないということが言えるのではないかなと思います。このところをしっかりと見定める必要があるのではないかなと思います。

そして、私は、体育館なりスポーツセンターなり、私は飾っておくものではないと思

ます。やはり活用してこそ価値観があると思います。多大な経費を計上してつくったもの
ですから、有効利用するのが当たり前だと私は思っております。

二つ目の街路灯の全額の費用の見直し、このことにつきましては、確かに町長さんは
太っ腹であるということはおわかりますが、やはり全額まとめて町で面倒見るという
ことには、私はいささか問題があるのではないかなと、今後の検討が必要であるのではな
いか、これは将来は、絶対減ることはなくて、ふえることがあっても減ることはないと思
うのです。やはりそういった意味では、一つの基準というものを定めていただいて、これ
はぜひ再検討していただきたいと、そのように私は思います。

旧西野小中学校の高度利用についてということで私はお尋ねいたしました。私は、逆に
ことにつきましては、かなり金がかかっておるということでございます。そのことを、高
度利用できないかと、これは後ほどまた詳しく、再々質問の中で申し述べますけれども、
今、国で、総務省、農水省、そして文科省で、肝いりの事業計画がされておられるとい
うことでございます。

それは、今の青森の食育の事業と関連があるのかどうか私にはわかりませんが、子
供農山村交流施設、こういったものが必要あるのではないかなと思っております。

特に、先ほど言った上川目の交流センターとして使用されておりますと、第二体育館と
して使用されております。文化遺産の展示・保管場所としてやっておりますと、このことは
私は十分承知の上で質問させていただきました。どこにもない施設なのです、はっきり
言って。これだけそろっているのはどこにもないのです。それは、よその子供たちを連れ
てきたときに、学校の教室があって、そこで、当町の小学校、中学校の子供たちと一緒に
交流できる、そういう立派な学舎でもあると私はそう思ったわけです。ぜひそういった意
味では、活用する価値が十分にあるのではないかと。

その理由の一つの中にもう一つつけ加えて、あえて言わせていただければ、西野小中
学校の、平成14年統合したということで、私もここのある資料をいただいたわけでござ
います。総額は何と7億3,972万5,000円ということでございます。そして、まだ
まだ、閉校した後にも、20年から32年まで、約1億3,300万円、それ以上の形を
将来負担していかなければならないと、そのほかに、それぞれの管理費用といたしまし
て、約1,800万円ほど毎年かかっているわけでございます。

そういったことを考えたときに、私はもっともっと高度利用して、逆にこれだけの費用
をかけるのだったら、かけたなりの高度利用したらどうかと。それは、先ほどもだれかが
言うておりましたけれども、私たちには恵まれた自然の景観があるわけなのです。これを
都会の方々が求めているということなのです。そこにどうか方向づけをしていただければ
など、こういうことで再質問させていただきます。このことについてコメントをお願いい
たします。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 田嶋議員の再質問にお答え申し上げます。

学校給食センターの管理運営に関しましては、本当に議員おっしゃるとおり非常に大きな金額が動いているわけでございます。中部上北としても、当然そのお金が地元へ還元されることが望ましいという考えは、私たちも全く同じでございます。でき得る限りその方向で検討していきたいというふうに考えているわけですが、いかんせん、子供たちの食に関する希望といいますか、そういうふうなもの等もございまして、一概にすべてのものをということではできません。先ほど議員からお話のあったように、どうしても地元で調達できない食材というのもございまして。そういう意味から、でき得る限り地元のものをという考えは、先ほど壇上でもお話し申し上げましたように、中部上北の教育委員会でもそのようなお話をし、給食センターのほうにお願いしているところでございます。

給食センターとしては、昨年度、3月のここの議場で質問があったことを受け、私たちのほうからセンターにお願いをしてきたわけですが、現在、全く取り組んでいないわけではなくて、献立表の見直し、どういうことかということ、ここの地元でとれるものを使える時期に、その献立を何とかできるものがないのかどうかということの検討を今し、19年度の食材の活用を分析しているところでございます。それが一つ。

それから、この後、今度はいろいろと流通経路の問題等もございまして、いろいろと検討していきたい、このように考えております。

次に、もう1点ですが、将来の担い手ということもあります。そのとおりでございます。

したがって、先ほど私のほうからお話ししましたように、まず、学習ということで考えた場合に、子供たちに、自分たちの生まれ育ったこの地域の環境、あるいは食生活にかかわる問題、そういうふうなものなどを学習してもらおうということで、社会科の副読本等を準備し、子供たちに学習をしてもらっているところであります。

これは、単に勉強というよりも、郷土に対する子供たちの、自分たちのところはこんないいところなのだということを、まず知ってもらおうということが大きなねらいでございます。

したがって、魅力ある郷土に対する子供たちの関心、これを喚起させるということが大きなねらいでございますので、そういう勉強もしてございまして、それにかかわって、もう一つは、体験学習、子供たちに農家へ行って直接学習をする、そういう場もつくっている学校等もございまして、これはもっと積極的に今後進めていく必要もあるのではないかとこのように考えてございます。

いずれにしろ、子供たちには、農家の方々が、自分たちが生きていくための食材をつくっていることに対する感謝、これを植えていくことがまず先決ではなからうかと、そういうふうなことから手を抜いていくことが、言いかえると、先ほど来、東京のほうで起きた事件がどうだとか、いろいろあるのですが、基本的なことをまず子供たちに植えてやるのが学校教育の中で非常に大切にされるときであろうと、このように考えてございます。御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それでは、田嶋議員にお答えを申し上げます。

まず、行政改革という前提で、それぞれの分野で、それぞれにそれなりの行革を進めなければならないということでもあります。

その1点目として、葬祭用のバスを廃止して、いまだに復活をさせていないと。これは復活すべきではないのかという御意見であります。その点につきましても、これらの要望もございますので、これらについても検討させていただきたいと思っております。

それから、体育館とか公共施設の高度利用ということでもありますけれども、これはぜひそういうふうにしていただきたい、そういうふうにしたいという思いでいっぱいあります。そのためには、やっぱり地域の住民、または町民の皆さんが利用するような活動をしていただきたいと、そういうことも我々はあわせて、活用については我々の願いでもありますので、せつかくの施設ですから、努めてまいりたいと、そう思っております。

また、街灯の全額助成はいかがなものかということでもありますけれども、これは、合併前から七戸は全額補助、町費で賄ってまいりました。また、旧天間地区は、一部を町で、一部は町内会でということでありました。この格差を是正するために、いずれも全額町費で負担しようということにしたわけでもあります。

これは、考えてみますと、街灯を、防犯上から、それからいろいろ今の安全・安心を生み出すための町民共通の利益にかなうと、そういう意味もありまして、さらに、さっきも申し上げましたけれども、基準をつくりまして、さらに一層、街路灯等については充実をして、安心・安全のまちづくりに努めていかなければならない。そういう意味で、これはやはり町費で負担をして、さらに充実していくのがいいのではないかという私どもの考えであります。

また、西野小中学校についての高度利用でありますけれども、御承知のように西野小中学校は、合併統合によりまして、そうせざるを得ないような状況がありましたので、地域の反対もありましたけれども、これは強力に推進をして合併させていただいたわけです。その校舎を高度利用したいというのは、本当におっしゃるとおりでありますし、また、すべきであります。そういう意味で、今まで文化遺産等を展示して、今も展示している。

また、いろいろな小中学校とか、学校の生徒の皆さんがそれらを見学においでになった際は、いろいろとそこでそれなりの交流会をしたり、教育といいますか、勉強会もしているということもあります。

それから、さっきも申し上げましたように、上川目地区の交流センターを廃止しまして、そして、学校の一室を交流センターにしているということもあります。

それから、体育館につきましては、第二体育館ということで、町の小中学校の生徒がそれぞれ部活等に利用しているということもあります。また、地域の皆さんもいろいろな行

事等にも利用しているということもあります。そういうことでいろいろと、可能な限りやっているわけですが、新幹線時代、都会から来る子供さんをその収容して、また見学をさせて、さらに一層充実した施設にしていきたいという思いでありますので、これからもひとつ御指導と御支援いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 6番議員、よろしいですか。

6番議員の再々質問を許します。

○6番（田嶋輝雄君） まず、学校給食ということの中で、ちょっとまだこだわりましたけれども、当時、今の副町長、それなりの苦勞して、そのときに、県のほうで食育ということ考えたときに、たしか初のモデル地区になったということを知っておりますけれども、私もいつだったかちょっと忘れてしまい、村長になったときだから、村長の時期だと思っておりますけれども、その辺のところを、思いもありましたらちょっとお言葉をいただきたいなと思っております。

そういった意味では、村長そのものも行革事務改善委員会の長でもあるということがございますので、その辺のところも含めましてお話をいただければありがたいと思っております。

まず、教育長さん、やる気あるかないかの問題なのです。一つ例を出します。やる気あるかないかというのは、もっと、そういう意味です。

福島県の会津の飯豊というところがございまして、後ほどまた資料を渡したいなと思っております。これは、市の教育委員会がJ Aと本気になって専門部会をして、一緒になって考えている。そこには、営業部そのものと専任まで配置したと。それで小学校そのものも農業科まで設けている。そういう形の中で食育推進に力を入れているというところの例もあります。そうすると、農家とタイアップすることで、よく鮮明にわかる。そういうことも含めましてやっているという例がございますので、後ほどこれは見て、参考になるかどうかわかりませんが、こういったところもありますということでお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一つは、交流センターにこだわっているのはですね、こういうことでございます。今、学校でいろいろな知識、食育というものに対して、先生も生徒も一緒になって取り組んでいるのだけれども、学校の知識だけでは物足りないのだと、むしろ飽きているのだと。外に出て、日本全国の農家、いろいろな農家の方々がいる、その知識を子供たちに植えつけさせる。教えてもらいたいと、そういう大きなねらいがあると、このように記載されておりました。

そして、先ほども言いましたように、食べることに不自由のない子供たちが、そういった現場を知る上で、こういった食育実施の教育が必要であるということ。そしてまた、そのことで、今、日本の周りでは食糧が余っている、余っていないといういろいろな問題がありますけれども、では、よそのほうの他国ではどうなのかということも、また、グローバ

ルに考えたときにどうなのかということも、そういったときに実施することで、また覚えていただくと、そういうねらいもあるということでございます。

もう一つには、地元で引き受けるということは、地元の生徒たちが、そういう認識がなければならないということです。そういう歴史だとか、そういうものも知る上で、再認識する上で大事だということを言っております。そういうことも、やはり私たちも取り組む上では、考慮しながらやるべきではなかろうかなと、そう思っております。

そうすると、先ほど言ったように、旧西野小中学校におきましては、我々の文化遺産が展示してあると、農家のものとかいろいろなものを展示してあると。そういったものも含まれているということで、そしてまた、周りに川があると。自然のものを体験できる。そういう意味では、本当にその場所が適切ではなかろうかなと思っております。

また、私どものふれあいセンターにおきましても、おふろもあり、食事するところもあり、体育館もありということで、確かにそういうところもあると思います。あるいはまた、かだれ天間林においても、そういうところもあります。そういったことを、将来私たちが、新幹線が到来したときに、いろいろな体験学習に通じる意味でも、今からやっておくべきだと、私はそう思ってこのことにこだわりました。そのこともぜひ念頭に置いていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） それでは、私にかかわる部分といいますか、ほとんど関連があるのですけれども。

今でこそ食育というのは普通の言葉になっていますけれども、平成14、5年のころ、文科省のモデル的な事業ということで、ちょっと記事がありました。始めますよということで。志願したといいますか、申し出て、県下で一つでしたけれども、モデル市町村ということで、1年間、そういう補助を受けての事業をやった。

そもそもこれは、栄養学的な食の教育、それももちろんですけれども、いわゆるどんどん農産物が輸入されて、ほとんど地域の子供が農業の実態というか、いわゆる自分の住んでいる地域の実態をわからないと。だから、そういう地域振興といいますか、地域の理解を深めた、それも含めた食育、教育ということでやまして、そういった意味では、かなり大きい成果が出た。いわゆる農業自体が、地元の子供が理解しないというのは、根なし草になると。そういうことで、これからもやはりそういういろいろな視点から取り組んでいけば、それ相応の大きな成果というのは出てくると、農業振興にもこれは絡んでくると、そういうふうに思っております。

当然そういったものを含めて、恐らく今おっしゃっているのは、ことしから始まる子供の農村交流、5年後には100数十万の単位で、いわゆる文科省と農水省と総務省が一緒になって、3省が一緒になっての、小学生、中学生を対象とした「子ども夢体験」、何かそういう事業が始まる。今年度からスタートになっているはずですが、恐らくそれらを踏ま

えた、いわゆる町としての受け入れ態勢をどうするのかということだと思います。

その中では、当然、今言う西野小中学校、そこでの宿泊体験だとか、非常にいいと思います。それらも行いたいということで、農林課のグリーン・ツーリズムを含めて、農家民泊、それから子供たちのいわゆる修学旅行や、そういったものの体験の受け入れの体制づくりということで進めております。

ただ、宿泊が伴うものですから、当然、それ相応の、例えば学校を、西野小中学校を変えようとするれば相当な改造の費用がかかります。そこを十分に考えないと、私、考えるには、やはり町として、一つの自然体験とか農業体験だとか、あるいはまた、食の体験、そういったものの一つのエリアと考えれば、泊まるのは、今、実はいろいろな施設が町内に既にあるわけです。相当な受け入れの体制もありますから、そういったところで受けて、町全体でも、ちょっと移動すればいろいろな体験ができると。その中の一つが西野小中学校であり、あるいはまた、広く言えば町内全体にいろいろなそういう場所がありますから、そういうことで組み立てていったほうがいいような気がします。非常に今、財政的にも厳しい状況ですから。

そこで、やっぱりそういう本格的な体制になってきたときの、受け入れ状況によっては、さらに発展していけばいいのではないかと、そう考えています。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 教育委員会としては、何とも答える何ものもなくなってきたのですが、田嶋議員の御質問の中で、やる気あるかとか、やる気は十分にございますので、一言お答え申し上げたいというのが一つでございます。

次に、食育ということで、一生懸命御意見が出るのですが、学校としては、食育だけが学校教育ではございません。先ほどお話ししましたように、現在の新しい指導要領の中でも出されているように、これは、全教科を通じて横断的に行われるものの一つとして取り上げていることは確かでございます。

したがって、学校でやるべきことというのは、きちとした上でやらなければならない。言いかえると、バランスのとれた学校教育をやりたいということでございます。決して食育だけだとか、あるいは食育はやらないだとか、そういうことではございませんので、教育委員会としては今まで以上に力を入れていきたい、このように考えてございますので、御理解を賜りたい。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） これをもって、田嶋輝雄君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月12日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

そこで、ちょっと時間をいただきたいと思いますが、上北地方教育福祉事務組合議員の派遣議員であります附田俊仁議員より、皆様に御報告をしたいという旨のことがありましたので、少し時間をおかりしたいと思います。よろしくお願いいたします。

附田議員、どうぞ。

○1番（附田俊仁君） 皆様に派遣されまして、上北地方教育事務組合の議会のほうに行っております。

皆様御存じのとおり、先般、山本副議長が新聞ざたになりまして、その件について、先日、5月14日に行われた第1回臨時会で、そのことが話題になりましたので、事務局のほうからの説明、日時を追っての経過だけの説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本年3月11日、上北地方教育福祉事務組合副議長、山本議員が十和田警察署に逮捕されました。

容疑は、女子高生に対する強制わいせつの疑い。警察の調べによると、3月4日午後5時30分ごろ、路上で下校中の女高生に「家まで送る」などと声をかけ、車に乗せて誘拐。その後、近くのパチンコ店の駐車場にとめた車の中で、女子高生の両手をつかんで押さえつけ、体をさわるなどした疑い。

逮捕後、判決公判の日まで十和田警察署及び八戸拘置所に拘留される。

同4月4日、六戸町議会は、山本議員の問題で全員協議会を開催、みずから責任をとって辞職すべきという意見でまとまる。本人が辞職しない場合は、直近の議会で、議員辞職勧告決議（案）を提案することを確認する。

同5月14日、上北地方教育福祉事務組合議会、第1回臨時会、山本議員からは臨時会の欠席届が提出されておりました。議会では、事務当局に対し、山本議員欠席に至るまでの経緯、すなわち事件後の状況について説明を求め、事務局長が説明をされました。

その後、5月28日、山本議員判決公判が青森地裁八戸支部で開かれ、懲役2年執行猶予4年の有罪判決を言い渡し、起訴事実を認めるものの犯行はいまだに否認しております。

皆さんごらんになったかどうかわかりませんが、昨日の東奥日報の記事に、山本議員のこの問題についての記事がございまして、それを読み上げさせていただきます。

「六戸町定例議会在9日開かれ、女子生徒を車に乗せて体を触ったなどとして、強制わいせつの罪で有罪判決を受けた。山本実議員に対する辞職勧告決議（案）を可決した。定例会に山本議員は欠席、下田副議長から、六戸町議会の品位と名誉を著しく傷つけ、断じて許せない行為と、辞職勧告に対する説明がされ、田中敏雄議長と、欠席した山本議員みずから判断すべきことと退場した小原一男議員の3人を除く9議員で採決した結果、全員が賛成した。

田中議長は、本人の辞職するという言葉を待ち望んできた。地域住民からは、『このま

までいいのか、リコールやったらいい』などという厳しい声も挙がっているなどと厳しい表情を見せた。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○14番(田島政義君) 事務組合議会でどういう話をしたのかあなたが言えればいいだけで、新聞を読むのではなく、……、事務組合のことを言えればいい。

○11番(川村三十三君) 上十三の事務組合の経過を話せばいい。六戸議会のことを私たちは言うべき立場にないのです。ですから、これは内政干渉になる。

それではなくて、事務組合で何が話され、どうなったかということだけを報告すればいい。

○1番(附田俊仁君) ありがとうございます。わかりました。

事務組合では、議会の中で、六戸の町議会の様子をまず見ましょと。その結果を見て私たちが判断をすべきではないかという結論に達しております。

以上です。

○議長(田中正樹君) 以上で、報告を終わります。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時25分